



FUKUOKA



SAGA



NAGASAKI



KUMAMOTO



OITA



MIYAZAKI



KAGOSHIMA

ROKIN DISCLOSURE 2020

ろうきんディスクロージャー
九州ろうきんの現況



～「つながる!」ろうきん～
「はたらく人」とつながる! 「地域社会」とつながる! 「未来」へつながる!

ごあいさつ



理事長
高橋 和善

平素は九州労働金庫の事業運営に対しましてご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2019年度の事業概況や今後の取り組みを紹介するため九州労働金庫ディスクロージャー誌「ROKIN DISCLOSURE 2020」を作成いたしました。ご高覧いただき、当金庫へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、2020年度に入り、新型コロナウイルスの感染が世界的規模で拡大し、経済活動に多大な影響を及ぼすとともに、私たちの暮らしも一変しました。

当金庫においても、会員の皆さま、ご来店者、職員の感染拡大を防止するため、交替勤務などの特別態勢をとりながら業務を続けてまいりましたが、その間、利用者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしました。

また、2020年6月に開催いたしました第20回通常総会も、感染拡大防止の観点から、テレビ会議システムによる開催という異例の対応となりましたが、会員の皆さまをはじめ、多くの方々のご理解・ご協力により滞りなく開催することができ、すべての議案においてご承認をいただきました。

2019年度は、第6期中期経営計画で掲げています「営業活動の強化」「業務改革の実行」「共生社会の実現」「組織風土の確立」「経営体質の構築」の重点施策の達成に向け、会員の皆さまのご協力のもと、2019年度事業計画に基づく取り組みを統括本部・県本部・営業店で展開いたしました。その結果、年度末の想定外の相場急落等、一部のマイナス要因もありましたが、主に住宅ローンの大幅な伸長を受け、経常利益・税引前当期純利益・当期純利益は、計画を上回る実績をあげることができました。

2020年度は、第6期中期経営計画の最終年度を迎えます。事業目標の達成はもとより、今日の社会的課題の克服に向け、労働金庫の役割である「金融面で勤労者に貢献すること」を第一義に、役職員一丸となって努力してまいります。

皆さまには、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

経営理念

ろうきんの理念と基本姿勢	02
お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針	03
ろうきんSDGs行動指針	05
利益相反管理方針の概要	05
金融商品に関する勧誘方針	06
特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針	07
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	07
金融犯罪被害防止に向けた取り組み	08

事業の方針

中期経営計画・事業計画	10
コンプライアンスの体制	11
苦情・紛争に関する業務運営体制と内部規則の概要	14
リスク管理の体制	16

事業の状況

事業の概況	18
九州ろうきんの健全性・安全性	22
社会的責任と貢献活動	23
トピックス	29
事業の組織	30
歩み	31

営業のご案内

預金商品のご案内	32
各種業務のご案内	32
融資商品のご案内	33
各種サービスのご案内	34
取扱手数料のご案内	36
店舗のご案内	38
[店舗外] 自動機（CD・ATM）のご案内	43

資料編

単体情報	46
連結情報	70
九州ろうきんの概況	84
全国ろうきんの概況	85
索引	86

金額・比率の表示方法

1. 金額単位

- ①各表に表示した金額は、特段の表示がない限り、単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
- ②小計・合計等の合算値は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。なお、算出にあたっては、千円単位もしくは円単位の計数を使用しています。

3. マイナスの表示

数値がマイナスの場合は数値の前に「△」を表示しています。

（注）金額・比率とも該当数値がない場合は「-」、該当数値があっても表示単位に満たない場合は「0」で表示しています。

※本誌は、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の規定に基づいて作成した資料です。
資料の数値で、特に「現在日」の表記がない場合は、2020年3月31日現在のものです。

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、
人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

私たちの基本姿勢

ろうきんは働く仲間がつくった金融機関です

「ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、
お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。」

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

「ろうきんは、労働金庫法というルールにもとづいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。」

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

「ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。
しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、
住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。」

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている
「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、
中期経営計画および年度事業計画等を策定し、事業運営を行っています。

労働金庫法

第1章 総則

(原則)

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、
特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスを提供し、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈九州ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、「ろうきんの理念」のもと、『お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針』を策定・公表し、方針に基づく活動を実践することにより、勤労者の暮らしを守り、より豊かにする運動と事業を展開していきます。

1. 「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」の策定・公表

〈九州ろうきん〉（以下、当金庫）はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。

本方針および本方針の取り組み状況については、定期的に公表するとともに、より良い業務運営実現のため、取り組み状況や成果等を検証のうえ必要に応じて見直しを行い、その内容を公表します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 本方針に基づく取り組み状況を評価する指標として指標（KPI）を設定し、評価結果を年度ごとにホームページにて公開します。
- 定期的に取り組み状況を検証したうえで、必要に応じて取り組み方針、行動計画（アクションプラン）および指標（KPI）の見直しを行います。

2. お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまとの長期的な信頼関係を醸成のうえ、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。

お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランやニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取り組みを行っていきます。また、お客さまの立場に立ち、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視し、適切に管理・検証する体制を整備します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- お客さまの生活を生涯にわたってサポートするために、「生活設計」・「生活改善」・「生活防衛」を柱とした「しあわせ創造運動」を展開します。
- 「生活設計」の観点から、お客さまの将来的な資産形成に向け、財形預金やNISA制度・iDeCo等の非課税制度を活用した長期・積立・分散投資を推進します。
- 「生活改善」の観点から、会員組合員の可処分所得の向上に向け、高金利ローンからの借り換えを積極的に推進します。
- 「生活防衛」の観点から、マネートラブル等に関する金融教育セミナーを開催し、金融リテラシーの向上に取り組みます。

3. 利益相反を適切に管理する取り組み

当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないように、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っていきます。

投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視し、適切に管理・検証する態勢を整備します。

販売商品のラインナップにあたっては、中央機関である労金連合会が販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認するほか、当金庫においても、お客さまの最善利益追求の観点で販売する商品を選定していきます。

4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。投資信託に係る手数料については、各種パンフレット・ガイドブック、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が容易にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。

5. お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、お客さまが十分にご理解いただけるまでわかりやすい説明に努めます。

お客さまに当金庫の商品・サービスをご提供した後も、お客さまのニーズの変化や外部環境の変化等を踏まえた適切なアフターフォローを行います。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 投資信託商品のラインナップや販売に係るガイドラインを定期的に見直し、お客さまにとってより最適な投資信託商品を提供する態勢を構築します。
- お客さまが投資信託の商品内容や手数料を容易にご理解いただけるよう、商品概要や手数料等について商品間でわかりやすく比較できるパンフレットやホームページを提供します。
- 当金庫で投資信託をご購入いただいたお客さまの運用損益（手数料控除後）の状況について情報提供を行います。
- 投資信託をご購入いただいたお客さまに対して投信サポートセンターより定期的に連絡を行い、投資状況の確認や情報提供等のアフターフォローを行います。

6. お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイス、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行っています。

当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にしています。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- お客さまの中長期的な資産形成に向けたライフプランセミナー等を開催し、金融商品等に関する情報提供に取組みます。
- 定期的に金融商品・サービスの見直しを行い、顧客ニーズに適した商品につなげます。
- お客さま一人ひとりのライフプランに合った最適なアドバイスや金融商品の情報提供を行うため、職員の資格取得や庫内研修を通じた商品提案・説明手法の高度化を進めます。

7. 職員への定着と実践に向けた取り組み

当金庫は、職員に対し「ろうきんの理念の追求」「労働金庫の社会的責任」「公正かつ適切な業務の遂行」について、研修等で徹底することにより、「お客さま本位」の考え方の定着と実践に向けた取り組みを展開します。また、「お客さま本位」の営業活動を促す業績評価体系をさらに整備します。

〈行動計画（アクションプラン）〉

- 「ろうきんの理念」の職員への定着化に向けて、全国労働金庫協会研修への職員派遣や庫内の研修カリキュラムに「理念研修」を組み入れます。
- お客さまへの接客対応の向上を図るため、全国労働金庫協会研修への職員派遣や庫内の研修カリキュラムに「CS研修」を組み入れます。また、職員への「ホスピタリティ検定」の資格取得を推奨します。
- 職員の業績評価に「顧客サービス」の項目を導入し、「お客さま本位」の営業活動の実践を促します。

ろうきんSDGs行動指針

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取り組みを展開するにあたり、「ろうきんSDGs行動指針」を2019年3月1日に策定しました。SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念、ビジョンと合致するものです。

当金庫においてもこの指針に則り、労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、今後も〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割を発揮しながら、SDGsの達成に向けて取り組みます。

〈ろうきんSDGs行動指針〉

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

※SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット (個別目標) で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当金庫は、法令、規程等 (以下、「法令等」といいます。) を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客さまの金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

当金庫は、将来にわたってお客さまから信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客さまの保護に継続的に取り組むものとし、以下のとおり、そのための方針を公表いたします。

2. 利益相反の管理

利益相反とは、当金庫とお客さまの間、および当金庫のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

3. 利益相反管理の対象取引と特定方法

当金庫は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引 (以下、「対象取引」といいます。) として、以下の (1)、(2) に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避している状況が存在すること
- (2) (1) の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理責任者により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫の利益を図るために、お客さまに不当に不利益を与える状況の取引）
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談ならびに助言・指導において、お客さまの利益より優先して、他のお客さまの利益を図る状況の取引）
- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当金庫または他のお客さまの利益を図る取引（例：お客さまの秘密情報を流用して、他のお客さまの利益を図る取引）
- (4) その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示し、お客さまの同意を得る方法

6. 利益相反管理の対象範囲

利益相反管理の対象となるのは、当金庫のみとなります。

お問い合わせ窓口

九州労働金庫総務部コンプライアンス課

TEL 092-714-6379

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日および金融機関の休業日を除く）

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の取り扱いに関しまして次の事項を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

- ①金融商品をお勧めするにあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に応じて、お客さまにとって適切な商品をお勧めします。
- ②金融商品の選択・ご契約につきましては、お客さまご自身の判断によりお決めいただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について適切な説明および情報の提供に努めます。
- ③お客さまに対して、不確実なことを断定的判断として提供することや確実であると誤認させる恐れのあるような説明はいたしません。
- ④お客さまの誤解を招くような勧誘や、ご迷惑となる方法・時間帯、場所などでの勧誘は行いません。
- ⑤お客さまに適切な勧誘が行えるよう、本勧誘方針を役職員一同に徹底し、関連法令等を遵守するとともに、商品知識などの向上に努めます。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

1. 事業者の名称

九州労働金庫

2. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

3. 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 質問および苦情処理の窓口

当金庫は、特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口にて承ります。

個人情報相談室

TEL 0120-086-100 FAX 0120-753-300

(受付時間：平日 9:00～17:00、ただし、12月31日～1月3日、5月3日～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。)

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当金庫のプライバシーポリシー（個人情報保護方針）もご覧ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する会員団体（労働組合等）との間で、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、必要な安全管理措置を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問い合わせ先）までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

6. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱いたします。

7. 個人情報の苦情処理について

当金庫は、個人情報の取り扱いに関するお客様ご自身からの苦情につきましては、適切かつ迅速に取り組みいたします。

8. お問い合わせ先について

当金庫の個人情報の取り扱い、および安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問い合わせ、ならびに個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、お取引店または下記の個人情報相談室にお申出ください。

個人情報相談室

TEL 0120-086-100 FAX 0120-753-300

（受付時間：平日 9：00～17：00、ただし、12月31日～1月3日、5月3日～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。）

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

1. 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

- 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しの被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。
 - ICカード（磁気ストライプ併用）の導入
 - 異常取引の検知システムによるモニタリングの実施
 - 「覗き見防止画面」および「後方確認ミラー」付きATMの設置
 - 類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内 など
- 偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われたお客様について、当庫においてお客様に責任がないと判断した場合には、被害の全額を補償させていただきます。

キャッシュカードの偽造・盗難に関するお問い合わせ窓口

受付先：労金照会センター

TEL 0120-608-002

受付時間：24時間（土日祝を含む）

2. インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

- インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。
 - セキュリティ強度の高い「暗号化方式」の採用
 - 複数のパスワード（ログインパスワード・確認用パスワード・第二暗証番号）による本人認証の実施
 - 「ワンタイムパスワード」（1分ごとに変化する使い捨てパスワード）の導入
 - 「ワンタイムパスワード」未利用時の振込振替限度額の制限強化

- 普段と異なる状況で利用された場合に、「合言葉」（事前にご登録いただいた質問に対する回答）による追加認証の実施
 - パスワードの不正取得を防止する「ソフトウェアキーボード」の導入
 - 一定時間操作がない場合に「自動ログアウト」を実施
 - パソコンでのご利用時に携帯電話によるロック解除を要する「IBロックサービス」の導入
 - ネットムーブ社のセキュリティソフト「SaAT：Netizen」の無料提供
 - 団体向けインターネットバンキングにおいて、「電子証明書」によるログイン方式を採用（「電子証明書」がインストールされたパソコンのみでログイン可能） など
- インターネットバンキングにおいて、お客さまの責任によらず、ログインID・パスワード等の盗用によって不正な振込取引の被害に遭われた場合には、被害の補償をさせていただきます。（団体向けインターネットバンキングの場合は、1事故あたり1,000万円までを基準として個別事案ごとに判断いたします。）
- なお、被害の補償対象外となる場合および補償額の一部減額となる場合につきましては、個別の事案ごとにお客さまの状況（セキュリティ設定状況等）をお伺いしたうえで、対応させていただきます。

インターネットバンキングの不正利用に関するお問い合わせ窓口

【個人のお客さま】

TEL 0120-030-272

受付時間：9：00～21：00（1月1日～1月3日を除く）

【団体のお客さま】

TEL 0120-575-609

受付時間：平日9：00～18：00

システムメンテナンス等により、一部時間短縮となる場合がございます

3. 振り込め詐欺等への対応について

- 振り込め詐欺等の被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員によるお声掛け、ホームページ上でのお知らせなど、お客さまに対する注意喚起を行っております。
- 「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」：2008年6月21日施行）に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害金を当庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

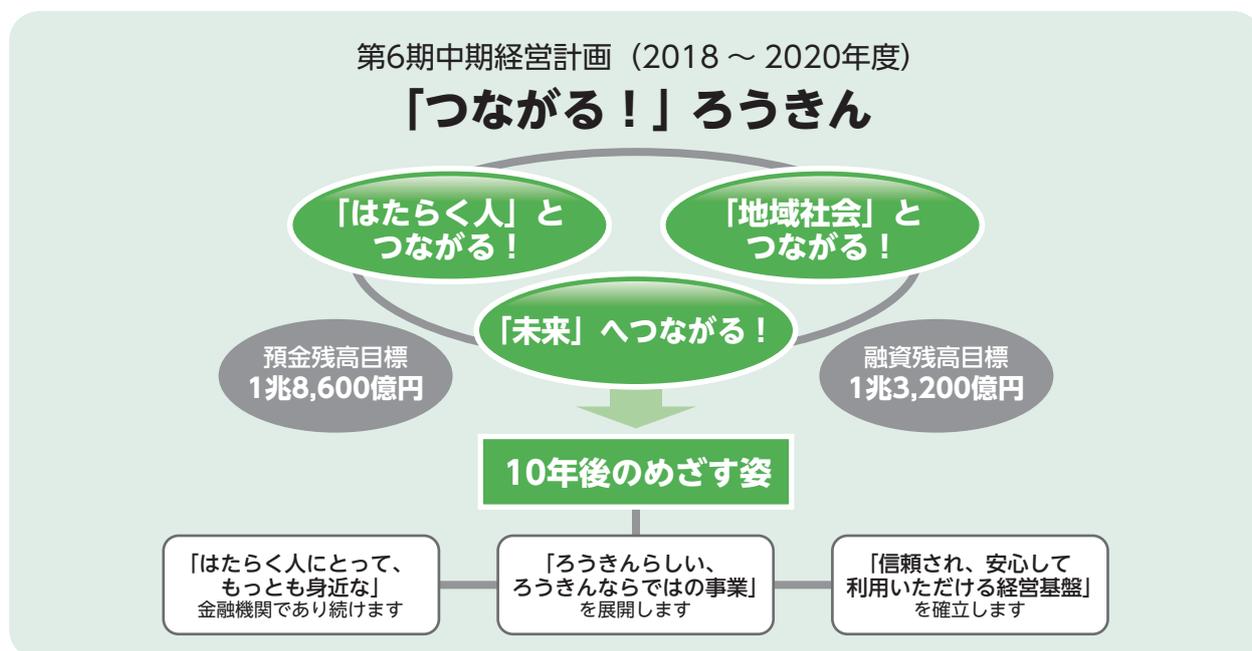
振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口

受付先：九州ろうきんお客さまサービス室

TEL 0120-796-210

受付時間：平日9：00～17：00

中期経営計画・事業計画



第6期中期経営計画

第6期中期経営計画では、「つながる！ろうきん」をスローガンに、2020年度までの3年間で、「ろうきんらしい、ろうきんならではの事業」を通じて、はたらく人や地域社会とより密接な関係を構築し、「未来」へつながる「ろうきん運動」を展開することを目標としています。また、お役に立つ福祉金融機関であり続けるために、持続可能な経営体質を構築します。

《3年間で取り組む重点施策》

- 共生社会の実現に向けた中心的な役割を發揮します
- 労働者のニーズに応じた営業活動を強化します
- 顧客サービスにつながる業務改革を着実に実行します
- 職員が誇りや喜びを実感できる組織風土を確立します
- 持続可能な経営体質を構築します

2020年度事業計画

2020年度は第6期中期経営計画の最終年度であり、中期経営計画で掲げる目標を達成するとともに、第7期中期経営計画につなげるため、各施策を展開してまいります。

計数目標は以下のとおり設定し、達成に向けて取り組みを進めます。

2020年度計数目標			
預かり資産	個人預金	残高増加額	395億01百万円
	投資信託	販売額	10億00百万円
	国債	販売額	20億00百万円
融資	有担保ローン	残高増加額	563億00百万円
	無担保ローン（カードローンを含む）	残高増加額	75億01百万円

コンプライアンスの体制

1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールについて遵守することを意味します。

団体・個人が経営行動を実践するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、このコンプライアンス重視が求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、社会的責任を含め、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、労働金庫は、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、その事業を通じて、「会員が行う経済・福

祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンスの重要性を経営の基本方針と位置付け、前述の「ろうきんの理念」とともに、「九州労働金庫倫理綱領」や「役職員倫理規程」、「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定することにより、全役職員が遵守すべき事項を認識し、高い倫理観のもと態勢の確立を図り、健全性・適切性の確保に努めてまいります。

2 コンプライアンス体制

当金庫では、以下の体制によってコンプライアンスの徹底に努めています。

(1) 代表理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるか深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に参加していません。

また、監事は、理事会へ出席するとともに、定期的な監査により代表理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多数ありますが、法令等遵守に関する事項としては、総会および理事会の運営が法令に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているか等が代表的なものです。

(2) 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

- ①当金庫では、営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者が法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。
- ②当金庫では、理事長の直接的な指揮下に、監査部を設置しています。この監査部が定期的な各営業店（本部各部を含む）に対して行う監査と、営業店（本部各部を含む）自らが行う自部店検査の二つを柱として、相互牽制が十分に働くように留意しながら、内部的

なチェックを実施しています。監査部監査と自部店検査は、多数のチェック項目に基づいて実施しています。

なお、法令等遵守態勢における監査については、コンプライアンス環境整備、確立状況のチェック等を実施しています。

(3) 反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、反社会的勢力に対する基本方針を制定しています。

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金 供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金
供与を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロ

ン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係
る方針」のもと、マネロン等リスク管理部門を所管す
る役員をマネロン等リスク担当責任者に任命し、庫内
横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

【マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針】

1. 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

2. 態勢の整備

金庫は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。具体的には、主管部署を企画部とし、第1の防衛線を営業店、第2の防衛線を業務部・総務部を中心とした統括本部関連部署、第3の防衛線を監査部とする。

そのため代表理事はマネロン等リスク管理部門を所管する役員をマネロン等リスク対策担当責任者に任命し、この職務に必要な権限を付与するほか、管理・取扱いの全般を統括させるものとする。

また、マネロン等リスク対策担当責任者は、責務を遂行するため、担当部門を所管する役員に、自己の職務を分担させることができるものとする。

3. リスク特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当責任者の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定する。

マネロン等リスク対策担当責任者は、各部門が策定した当該類型ごとのマネロン等リスク低減策を「特定事業者作成書面」に取りまとめ、経営委員会に付議する。

4. 経営陣の認識

常務会は、経営委員会で決議された「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点から適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

5. マネロン等リスク対策の実施

金庫の役職員は、「特定事業者作成書面」に定めた類型と、それに対するリスク低減策に則り、顧客の受入れを適切に判断する。

6. マネロン等リスク対策の見直し

マネロン等リスク対策担当責任者は、「特定事業者作成書面」について、少なくとも1年に1回、類型ごとのリスク低減策の適切性を検証するほか、追加すべき類型の有無を確認し、必要に応じて見直しを行う。

また、新商品・サービスの提供にあたっては、都度、内在するマネロン等リスクを特定・評価のうえ、当該リスクへの低減策が必要な場合は、これを定めて「特定事業者作成書面」を改正する。

7. マネロン等リスク対策の浸透

金庫は、役職員へのマネロン等リスク対策の浸透を念頭に、「特定事業者作成書面」見直し内容や、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」・「疑わしい取引の参考事例」等の理解を目的とした研修を定期的実施する。

8. マネロン等リスク対策計画の策定

金庫は、「特定事業者作成書面」の適切性の検証、必要な見直しの実施、定期的な研修による当該見直し内容等の理解、これらのプロセスや「特定事業者作成書面」にもとづく適切な手続き実施状況の定期的な監査等を、毎年度の「マネロン等リスク対策計画」として策定し実施する。

なお、運用にあたっては、一括管理表にて進捗管理を行うこととする。

(5) その他の体制について

①コンプライアンス委員会の設置

当金庫では、コンプライアンス全般の状況把握を行い、適切なコンプライアンスを実現するために、理事会直属の機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。このコンプライアンス委員会には、外部専門家である弁護士も委員として参加しています。

②コンプライアンス統括部署の設置

当金庫では、理事長をコンプライアンス統括責任者とするとともに、コンプライアンスを統括する部署として、総務部コンプライアンス課を設置しています。総務部コンプライアンス課では、コンプライアンスに係る具体的な活動プログラムを年度毎に作成し、各営業店（本部各部を含む）に対しコンプライアンスに関する指

導やチェックを行っています。

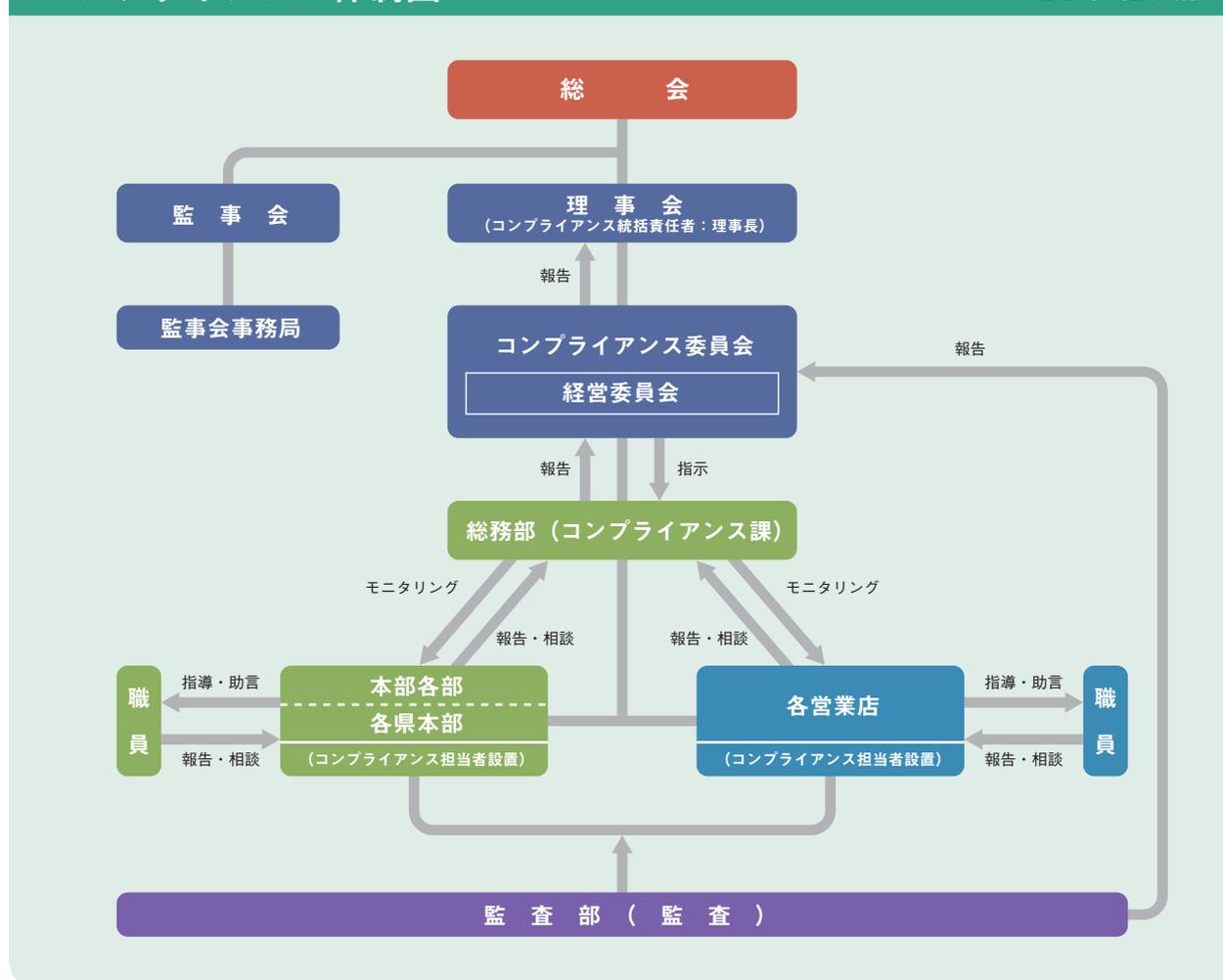
また、役員をはじめ職員の階層別研修において、適宜コンプライアンス研修を行うことにより、全役職員にコンプライアンスの重要性の徹底に努めています。

③コンプライアンス担当者の設置

当金庫では、各営業店（本部各部を含む）にコンプライアンス担当者（主担当者と副担当者の2名）をそれぞれ任命し、各営業店職員に対しコンプライアンスに係る研修、相談、自部店での各種トラブル等に対応できるようにしています。また、コンプライアンス担当者は、自部店のコンプライアンス醸成状況等を、総務部コンプライアンス課に対し、適宜または定例的に報告する仕組みをとっています。

コンプライアンス体制図

2020年6月26日現在



苦情・紛争に関する業務運営体制と内部規則の概要

苦情への対応の概要

当金庫は、事業運営に関してお客さまよりいただく「不満足の説明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識したうえで、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客さまの信頼と満足度を高めます。

当金庫がそのために定める苦情対応に関する内部規則の概要等を、以下に公表します。

1 「苦情」に関する取り組み

当金庫は、お客さまの不満足の表明である「苦情」に関して、次のように取り組みます。

- (1) 当金庫は、本店・各営業店に顧客サポート等管理担当者を配置し、また、本部に設置した総務部に顧客サポート等管理責任者を配置するとともに、総務部コンプライアンス課を顧客サポート等管理部署として、お客さまからいただいた「苦情」への対応・報告態勢を整えています。
- (2) 職員がお客さまよりいただいた「苦情」は、本店・各営業店の顧客サポート等管理担当者から本部の総務部コンプライアンス課に報告されます。総務部に配置された顧客サポート等管理責任者関与の下、「苦情」への対応を適切に行います。
- (3) 総務部コンプライアンス課に報告された「苦情」は、総務部コンプライアンス課および関係各部門が原因や傾向など様々な角度から分析・検証を行ったうえで、その結果を踏まえ、必要に応じた改善策を策定します。
- (4) 総務部の顧客サポート等管理責任者は、集約した「苦情」の報告と必要な改善策の提案を、定期的に開催する経営委員会でを行います。また、この内容は内部監査部署にも報告され、内部監査の対象として適正な対応かどうかのチェックを受けます。
- (5) 当金庫経営陣は、経営委員会で議論等を踏まえて、必要な改善策の実施を決定します。
- (6) 当金庫では、以上のようなプロセスで、お客さまからいただいた「苦情」を定期的に当金庫経営陣に報告し、また当金庫全体での情報共有を推進します。
- (7) 当金庫では、定期的な研修等を行うなど十分な教育を実施することによって、改善策の励行や関係法令の遵守を徹底します。

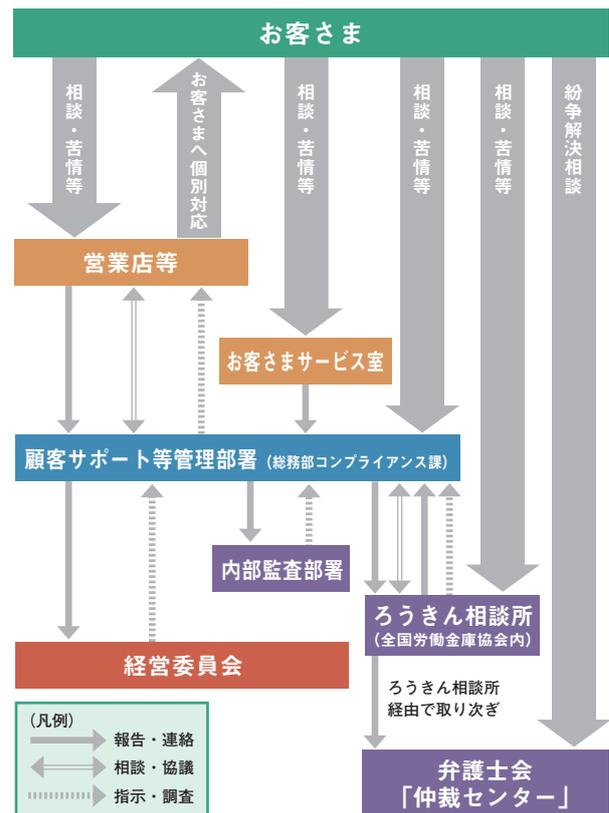
2 「苦情」以外のお客さまの声に関する取り組み

当金庫は、お客さまからいただく「苦情」以外の「ご

意見・ご要望」に関して、貴重なご提案として受け止め、全金庫的な情報共有を推進するとともに、その内容を適切に把握したうえで、当金庫が提供する商品やサービスの改善に活かし、お客さまにとっての価値のあるものに発展させてまいります。

3 苦情受付・対応態勢

当金庫は、下図のような態勢で、お客さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。



4 苦情・相談等窓口・お申出方法

当金庫の事業運営に関するご相談や苦情については、本支店のほか、下記の受付窓口までお申出ください。

九州労働金庫 お客さまサービス室 TEL 0120-796-210

電話による受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
当金庫ホームページの「ご意見・ご感想」や郵送でもお受けします。

ホームページ <https://kyusyu-rokin.com/>
郵送先 〒810-8509 福岡県福岡市中央区大手門三丁目3番3号

下記の(一社)全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先への労働金庫に対して迅速な解決を促します。

ろうきん相談所 TEL 0120-177-288

電話による受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

e-mail soudansyo@ho.rokinbank.or.jp
郵送先 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15
(一社)全国労働金庫協会内

紛争解決のための機関

紛争解決のための機関を、労働金庫では下表のとおり東京三弁護士会が運営する仲裁センター等としています。必要な場合は、上記の「ろうきん相談所」にご連絡ください。

お客さまが直接弁護士会へお申出いただくことも可能です。

なお、仲裁センターでは、当金庫管轄地域の方々からのお申出について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しています。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、テレビ会議システム等を利用して、共同して紛争の解決に当たります。

※移管調停や現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等、各ろうきんおよび「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日・時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

リスク管理の体制

基本方針

当金庫ではリスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で制定されたリスク管理方針に基づいて各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

〈リスク管理体制〉

●理事会

経営の意思決定機関として、統合的リスク管理基本方針およびリスク管理規程に基づき、リスク管理に関する重要事項を各年度のリスク管理方針として決定し、リスク管理状況を把握しています。

●常務会

理事会に次ぐ経営の意思決定機関として、具体的なリスク管理方針を決定し、リスク管理状況と重要事項について理事会へ報告・提案しています。また、経営委員会を統括しています。

●経営委員会

- ・リスク管理に関する内部管理方針および具体的なリスク管理対応策を検討します。また、「信用リスク」「市場リスク」等の各種リスク量を計測および把握するとともに、金利の変動に伴う期間損益の変動を表すEaR（アーニング・アット・リスク）の測定を定期的に行っています。併せて、金庫の経営に影響を及ぼす恐れのある「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」についても協議を行います。
- ・資産・負債を総合的に管理し、収益性確保と資産の健全性維持を実現するため、ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の観点から課題と対応策を協議します。
- ・事務リスク、苦情トラブル等に関する情報を集約し、リスク低減に向けた原因究明や対応策の実施状況を管理しています。また、個人情報の保護に関する安全管理体制の確保・推進を行い、個人情報の紛失や破壊、漏洩等を防止しています。
- ・経営委員会にて協議した内容は常務会へ提案・報告しています。

統合的リスク管理の取り組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで、金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、リスク量全体の合計がリスク資本（自己資本のうち、リスク限度額として割り当てられた部分）の範囲内に収まるように管理しています。また、リスクの種類毎にリスク資本の割当を行い、全体だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

これらのリスクの管理状況については経営委員会で定期的に検証および評価を行い、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取り組み

1 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態が悪化し、債務不履行（貸出金や有価証券等の元本、利息が回収不能となること）を起こすことで金庫が損失を被るリスクが「信用リスク」です。

当金庫では、クレジット・ポリシー（与信リスク管理に関する基本方針）を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- (1) 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門から独立した審査の専門部署（本部は融資部、営業店は融資部門）を設け、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、審査スタッフの育成に努めています。
 - 営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行い厳正な対応に努めています。また、無担保融資については本部で集中審査および実行を行うなど、審査体制の充実強化を図っています。
 - 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの質的な把握に努めているほか、延滞債権については本部で集中管理するなどの対策を講じています。
 - 与信取引にかかわる信用リスクの統制については、過去の状況を勘案した貸倒予想率に基づいて与信対象残高に対するリスク量を算出しています。
- (2) 有価証券のような信用リスクを有するその他の資産についても、取得の際に適格格付機関が発表する格付等を参考にするなど、金庫で定める「資金運用規程」に則って対応を行い、信用リスクの適正化に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理を行っています。

2 市場リスク

金利や為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、資産および負債の価値やそこから生み出される収益・費用が変動し、金庫が損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）等により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営委員会においてリスク・リミットの遵守状況等を確認しています。

「市場リスク」である「金利リスク」「価格変動リスク」および「為替リスク」については、以下のとおり管理しています。

●金利リスク

金利変動に伴う収支の悪化により、損失を被るリスクが「金利リスク」です。金利リスクについては、運用、調達資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づく定期的シミュレーションを行うことにより、金利変動による収支の変化を把握しています。また、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

●価格変動リスク

保有株式等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスクが「価格変動リスク」です。市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価を日次で計測しています。

また、日次で価格変動リスク量を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

●為替リスク

為替レートの変動により、外貨建資産・負債について資産の減少や損失が発生するリスクが「為替リスク」です。日次で為替リスク量を算出し、為替相場の変動に対応した管理を行っています。

3 流動性リスク

予期しない金庫資金の流失等によって必要な資金が確保できなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク、あるいは市場に混乱等が生じて通常の取引ができなくなり、著しく不利な条件で取引せざるを得なくなることで損失を被るリスクなど、金庫の資金繰りにかかわるリスクが「流動性リスク」です。

当金庫では、業務全般において様々な資金フローが発生しているため、企画部において一元的に「流動性リスク」についての管理を行っています。また、経営委員会で定期的に資金収支計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

4 オペレーショナル・リスク

業務の過程や従業員の活動、システムなどが不適切もしくは機能しないこと、または外生的な事象によって金庫が損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、経営委員会において管理状況を把握し、適時・適切な監視、制御に努めています。

●事務リスク

当金庫では、様々な業務を展開する中で、現金や手形、証書等の重要物を取り扱っています。したがって、金庫の役職員が正確な処理を怠ったり、不正な処理を行ってしまうと、大きな事故につながる恐れがあります。このことによって損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順および権限、事務管理方法等の厳正化と併せて、事務が正確かつ的確に行われているかをチェックする内部検査の強化を行っています。具体的には、研修によって職員の事務処理の習熟度を高めるとともに、オンライン・システムのチェック機能やサポートシステムを活用し、事務の誤処理の発生防止に努めています。また、監査部による内部監査と各本店による定期的な自本店検査を実施しています。

●システムリスク

当金庫では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピューター管理を行っています。このシステムが停止したり誤作動を起こすなど、システムの不備等により損失を被るリスクが「システムリスク」です。

当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っており、定期的なシステム監査によりシステム運用の安全性が確認されています。同センターは地震対策として、付近に活断層がない良質な地盤を立地に選定し、耐震強度の強化や免震対応を行っているほか、電源設備についても、ループ回線による受電確保や停電・電圧低下対策設備によるバックアップ体制を構築しています。また、重要なデータの破損・障害への対策として、データ・ファイルの二重化とバックアップ取得、ソフトウェア・データの隔地保管等を行い、データの安全確保に努めています。

この他、総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合でも、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

当金庫独自の取り組みとしては、各種手続規程の整備や相互牽制機能の確立により障害の未然防止に努めるとともに、トラブル発生に備えて「コンティンジェンシープラン」等を整備し

ています。

また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しては、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢をろうきん業態全体で構築しています。

●法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガル・チェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

●風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、リスクの規模・特性に応じた適切な対応によって風評リスクを未然に防止するとともに、万一の場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めた「緊急時危機管理マニュアル」等を整備し、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

●人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬や手当、解雇等の問題）、および差別的行為（セクシャルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた適切な人事管理を行うとともに、能力等級・職務役割等級制度を基本とした職員の働きがいと高める人事運営に努めています。また、あらゆるハラスメントの根絶に向け、職場内研修や相談窓口の設置、ポスター掲示等の取り組みを行っています。

●有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピューターシステムの障害や新型インフルエンザ等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理規程類」を制定しています。危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」に基づいて迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう「営業店業務継続要領」を制定しています。

また、自然災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、実効性の伴う態勢の強化に努めています。

事業の概況

事業方針

2019年度は、第6期中期経営計画（2018～2020年度）の2年目として、さらなるステップアップを図るため、重点施策に掲げた「営業活動の強化」「業務改革の実行」「共生社会の実現」「組織風土の確立」「経営体質の構築」を柱に事業を展開しました。

経済・金融環境

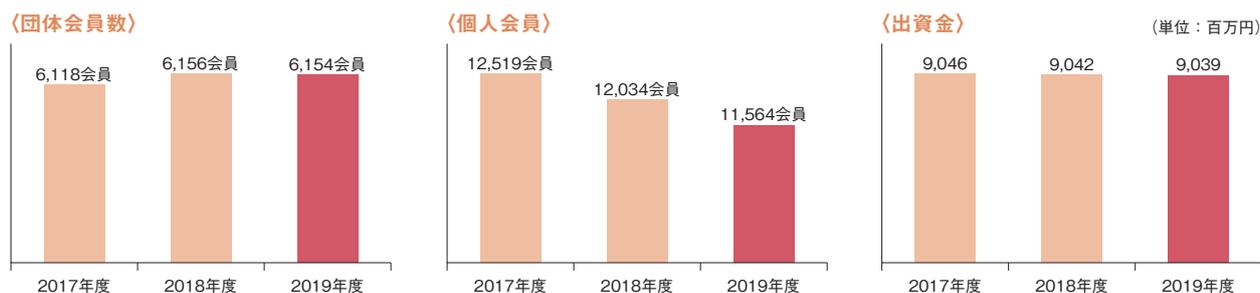
2019年度の国内経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、失業率の低下や名目賃金の増加といった雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復傾向にありました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に経済活動が停滞し、東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定されるなど、内需・外需ともに悪化したことで景気後退は避けられない見通しとなっています。金融環境面では、日銀による「マイナス金利政策」の継続により、低金利環境が長期化することで、多くの地域金融機関が「本業」である基礎収支が低下するなど、依然として厳しい環境が続いています。また、少子・高齢化や人口減少といった社会的課題も深刻化しており、ろうきんを取り巻く経済・金融・社会環境はいずれも厳しい状況となっています。

業績

※個人預金・個人融資につきましては、営業推進管理上の実績数値となります。

■ 会員および出資金

- 団体会員は、2会員減少し、6,154会員となりました。
- 個人会員は、470会員減少し、11,564会員となりました。
- 出資金は、3百万円減少し、90億39百万円となりました。



■ 預かり資産

- 個人預金は、残高増加目標210億99百万円に対して449億88百万円の増加実績となり、全県本部において目標を上回ることができました。その結果、2020年3月末の残高は1兆7,067億89百万円となりました。
- 投資信託は、販売目標6億68百万円に対して7億62百万円の実績となり、目標を達成することができました。また、国債は、販売目標19億36百万円に対して30億52百万円の実績となり、目標を達成することができました。



■ 融資

○個人融資は、融資商品の収益比率をもとに算出した「収益ポイント」の達成を金庫の最終目標として取り組みました。その結果、目標5,508万ポイントに対して実績11,469万ポイントとなり、全県本部において目標を上回ることができました。なお、収益ポイントについては、2018年度に引き続き、残高純増千円ごとに有担保ローンは「1」、無担保ローン（カードローンを除く）は「3」、カードローンは「6」のポイントを割り当てました。

- 個人融資残高は、対期首957億92百万円増加し、2020年3月末の残高は1兆3,997億68百万円となりました。
- 有担保ローンは、消費税率引き上げ前のニーズの高まりに加え、会員や住宅関連会社等への働きかけを強化したことで、対期首893億56百万円増加し、2020年3月末の残高は1兆1,768億88百万円となりました。
- カードローンを除く無担保ローンは、LINE@やSMS（ショート・メッセージ・サービス）を活用したタイムリーかつ継続的な広報活動や、カーライフローン・教育ローンキャンペーンなどの積極的な推進等により、対期首44億25百万円増加し、2020年3月末の残高は1,789億32百万円となりました。
- カードローンは、会員・推進機構と協働した学習会・個別相談会やアンケートの実施を通じて、カードローン「ツカえ〜」による高金利ローンからの借り換えを含む組合員の「可処分所得の向上」を推進したことで、対期首20億10百万円増加し、2020年3月末の残高は439億47百万円となりました。



■ 収支状況

經常収益は、252億82百万円の計画に対し11億69百万円上回る264億52百万円となりました。計画を上回った主な要因は、資金運用収益が4億57百万円、役務取引等収益が1億60百万円、その他業務収益が5億3百万円、臨時収益が48百万円上回ったことによるものです。

經常費用は、235億32百万円の計画に対し3億95百万円上回る239億27百万円となりました。計画を上回った主な要因は、資金調達費用が1百万円、経費が4億43百万円下回ったものの、役務取引等費用が85百万円、その他業務費用が7億32百万円、臨時費用が23百万円上回ったことによるものです。

これにより、經常収益から經常費用を差し引いた經常利益は、計画を7億74百万円上回る25億24百万円となりました。特別損益を加減した税引前当期純利益は、計画を6億56百万円上回る26億23百万円となり、法人税等を差し引いた当期純利益は、計画を3億79百万円上回る18億15百万円（前年度実績：16億82百万円）となりました。



お客さま本位の業務運営に関する取り組み状況

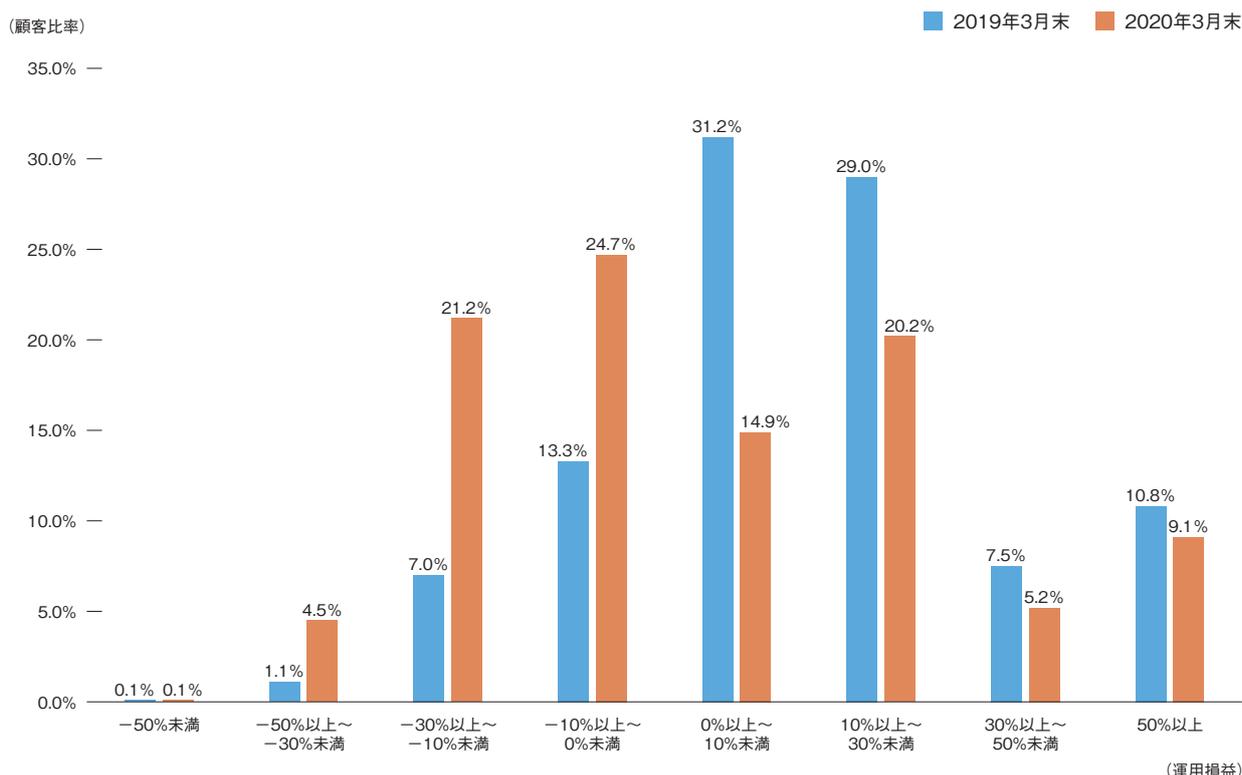
当金庫では、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」および行動計画（アクションプラン）に基づく業務運営の取り組み状況として、投資信託販売業務の内容を中心とした具体的な成果指標（KPI）を設定し、取り組み状況を定期的に公開しています。

2019年度の主な取り組み状況は次のとおりです（詳細はホームページをご参照ください）。

- お客さまのライフプランやニーズ、投資目的に合った商品をご提案できるよう、ラインナップの整備に努め、投資対象・決算頻度等が偏ることが無いよう、複数の商品を選定しており、2019年5月、10月および12月に取り扱いファンドの見直しを行いました。また、ESG（環境・社会・ガバナンス）などを意識した商品も取り入れています。
- 長期安定的な資産形成のため、「時間分散」「長期保有」等によりリスクを抑え、少額からの積立・分散投資が可能である定時定額買付をご提案しています。
- 2020年3月末時点で投資信託を保有されているお客さまの49.4%が運用損益率0%以上となっており、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な株価下落等の影響を受け、前年度（2019年3月末時点）の78.5%と比較して、29.1ポイント減少する結果となっています。また、投信サポートセンターより、投資信託を保有されているお客さまに対して、評価額等の状況確認や市況環境の変化等の情報提供を定期的に行っています。
- 金融知識の向上に役立つセミナーを積極的に開催し、お客さまの資産形成の支援に努めました。また、お客さまの立場に立った分かりやすい情報提供と最適なサービス提供を行うため、職員の資格取得を推進するとともに、庫内研修を通じた商品提案・説明手法のスキル向上を図りました。

運用損益別顧客比率

(2020年3月末時点)

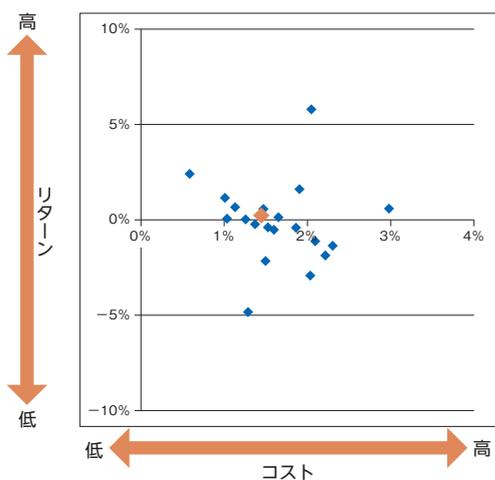


■ コスト・リターン／リスク・リターン（投資信託預かり残高上位20銘柄）

投資信託の預かり残高上位20銘柄について、預かり残高加重平均のコストとリターンの関係、リスクとリターンの関係を示した指標です。これらの指標により、中長期的に、どのようなリターン実績を持つ商品をお客さまに多く提供してきたかを確認することができます。

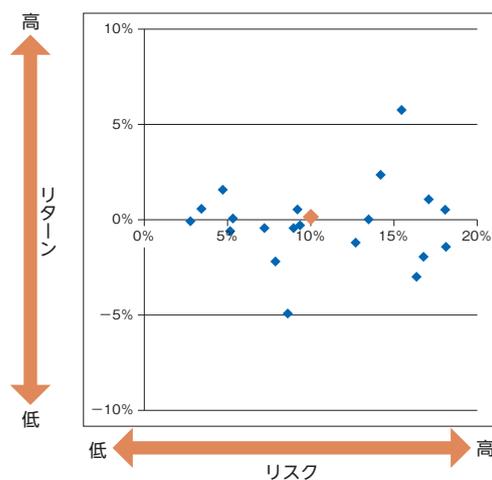
【2020年3月末】

投資信託預かり残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.48	0.22

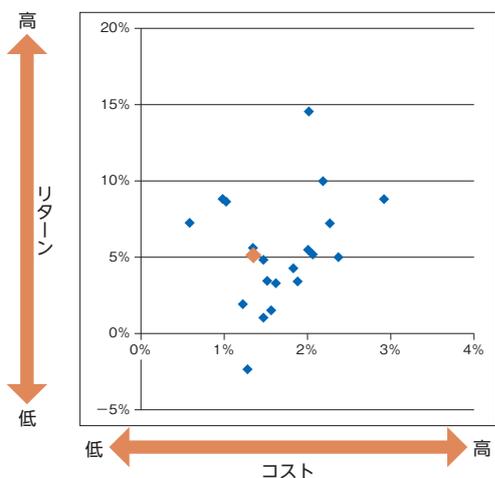
投資信託預かり残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値	リスク	リターン
	10.00	0.22

【2019年3月末】

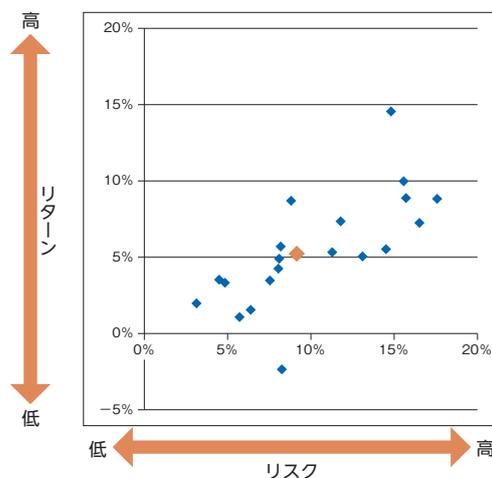
投資信託預かり残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値	コスト	リターン
	1.45	5.17

コスト	全体	販売手数料率の1/5+信託報酬率
	販売手数料率	取り扱い時の最低販売金額での料率
	信託報酬率	実質的な信託報酬率の上限
	リターン	過去5年間のトータルリターン（年率換算）

投資信託預かり残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値	リスク	リターン
	9.09	5.17

リスク	過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）
リターン	過去5年間のトータルリターン（年率換算）

九州ろうきんの健全性・安全性

自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示すもので、法令により定められた指標です。国内業務のみを行う当金庫の場合、国内基準の4%以上であることが求められています。

- 自己資本比率は、8.20%となり、国内基準である4%を大きく上回っています。
- 詳しい内容は57～66頁をご覧ください。

今後も引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

〈自己資本比率〉



経営の健全性

経営の健全性を示す指標のひとつに「リスク管理債権比率」があります。

「リスク管理債権比率」とは、貸出金残高に対してリスク管理債権額がどれだけあるかを示した比率で、比率が低いほど資産の健全性が高いことを意味しています。

※リスク管理債権とは、何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。

■ リスク管理債権の状況

- リスク管理債権合計は、6,733百万円となりました。
- リスク管理債権比率は、0.46%となりました。
- 詳しい内容は66～67頁をご覧ください。

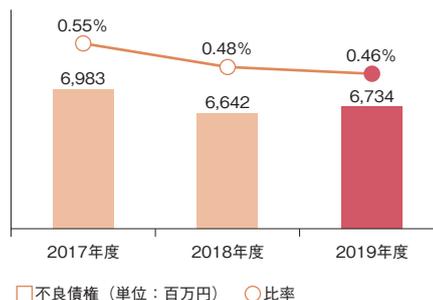
〈リスク管理債権および比率〉



■ 金融再生法に基づく資産査定等の状況

- 金融再生法上の不良債権合計は、6,734百万円となりました。
- 金融再生法上の不良債権比率は、0.46%となりました。
- 詳しい内容は67頁をご覧ください。

〈不良債権および比率〉



社会的責任と貢献活動

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきん理念を実践するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

地域社会の活性化に関する取り組み

■ ピンクリボン運動への支援

女性を応援する活動として、2011年10月より九州ろうきんのATMでのお引出し・お預け入れのご利用（他金融機関のカードによる利用も含む）に対して、1回につき1円をピンクリボン運動への支援として活用する取り組みを行っています。

2019年度は、ピンクリボン運動を推進している九州のNPO法人へ合計240万円の寄付に加え、ピンクリボンのイベントへ職員が参加して募金活動やリーフレット配布を行うなど共同での啓発活動に取り組みました。



■ 「こども110番の店」としての取り組み

子どもたちを犯罪から守る活動として、2011年10月より「こども110番の店」として取り組んでいます。また、お子さま連れでご来店のお客さまや九州各県の学校等に、ご希望に応じて防犯用の「ツカエルホイッスル」をプレゼントしています。



■ 児童図書の寄贈の取り組み

子どもたちの成長を応援する活動として、2011年10月より九州各県の児童養護施設に、子どもたちが希望する図書を寄贈しています。

取り組み開始から2020年3月末までに、合計10,917冊を寄贈しています。

子どもたちからいただいたお礼のメッセージカードは、地域のみなさまとともに成長を見守ることを目的に最寄りの営業店に一定期間掲示させていただいています。



■ メセナシートの取り組み

福岡PayPayドームで行われる福岡ソフトバンクホークス戦全試合に「メセナシート」（ビューフェ付シート1試合16席）を設け、児童養護施設の子どもたちを招待しています。

2019年シーズンは、49の児童養護施設を対象に684人の子どもたちを招待し、観戦した子どもたちからは、心温まる手作りのお礼状をたくさんいただくなど、大変好評をいただいています。



■ 社会貢献預金「こども未来応援定期」の取り組み

「こどもたちを支援する団体」を応援することを目的として、2019年4月より社会貢献預金「こども未来応援定期」の取り扱いを開始いたしました。

社会貢献預金「こども未来応援定期」は定期預金作成の店頭表示金利より金庫所定の金利（0.1%）を引下げた金利を適用金利とし、その金利の引下げ幅分の利息相当額を「お客さまの寄付額」とみなして、九州7県の「こどもたちを支援する団体」へ寄付する預金です。

2019年度の預入件数は1,956件、預金残高は7億6百万円となり、金庫拠出金を含めて総額2,126,486円を各県の児童養護施設協議会に寄付しました。



しあわせ創造運動の取り組み

■ セミナー・研修会等の開催

会員・組合員のみなさまの「生活設計」・「生活改善」・「生活防衛」を目的に、会員・推進機構と連携し、ライフプランやマネートラブル等に関するセミナー・研修会を開催しました。また、老後の資産形成に向けた取り組みとして、個人型確定拠出年金（iDeCo）やつみたてNISAに関するセミナー・研修会を重点的に取り組みました。

さらに、学校と連携した生徒・学生を対象とした消費者教育や金融教育等の学習会の開催や友の会と連携した年金相談会や終活セミナーを開催しました。

■ 可処分所得向上に向けた取り組み

勤労者の家計負担の軽減や可処分所得の向上に向け、「マイプラン・ツカえ〜る」や「フリーローン」などを活用した他金融機関からの借り換え等、会員・組合員のみなさまと一体となった運動を進めました。

■ 勤労者生活支援の取り組み

収入減少者や離職者からのご相談にあたって丁寧な対応を行うとともに、会員・組合員のみなさまに対して「勤労者生活支援特別融資制度」の周知徹底を図るなど、ろうきんの社会的役割の発揮に努めました。

また、会員・組合員のみなさまを支援し、生活を守ることを目的に、下記の制度等を活用した取り組みを実施しました。

- 求職者支援資金融資制度
- 勤労者生活支援特別融資制度
- 働く人へのマイクロクレジット
- 生活再生ローン

2019年度実績

2019年度実績			
セミナー・研修会 開催状況	対象者	開催回数	参加人数
	会員	3,441回	80,702名
	退職者（友の会含む）	58回	
	地域開催等	79回	
	学校教育関係	13回	
合計	3,591回	1,178名	81,880名

環境保護の取り組み

■ ろうきん5R運動（RokinのRefuse、Reduce、Reuse、Recycle）

ろうきんでは、企業の社会的責任（CSR）を果たすために、「ろうきん5R運動」と称して、地球温暖化防止に向けた以下の取り組みを行っています。

- 二酸化炭素削減運動の一環として、室内の冷房温度を28度、暖房温度を19度に設定するとともに、照明の部分消灯やLEDへの切り替え等を行い、節電に努めています。
- 事務用品や機器の購入に際し、環境に配慮した製品を優先して購入する「グリーン購入」を実践しています。
- タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムを導入し、紙資料の削減に努めています。

■ 「エコ住宅」優遇制度の実施

オール電化システムなどの環境に配慮したシステムを備えた「エコ住宅」を対象として、2016年度より住宅ローンの金利を優遇する制度を設けており、この制度を通じて環境負荷の低減に取り組んでいます。

NPOとの協働による取り組み

■ 九州ろうきん「NPO助成」

NPO法人・ボランティアグループ・市民活動団体等の活動を金融の側面から支援し、より良い社会づくりの一助となることを目指してNPO助成制度を設けています。

助成金は、お客さまからのボランティア預金「NPOパートナーズ」による寄付金と九州ろうきんの拠出金を財源としており、2019年度は71団体へ総額1,552万円を助成しました。

なお、これまでの助成額は1,149団体、2億49百万円となっています。



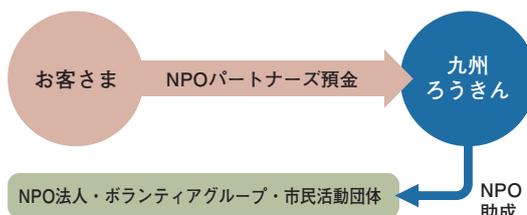
(これまでの助成団体数)

福岡地区	179団体
佐賀地区	159団体
長崎地区	178団体
熊本地区	193団体
大分地区	135団体
宮崎地区	146団体
鹿児島地区	159団体
合計	1,149団体

■ ボランティア預金「NPOパートナーズ」

店頭金利（スーパー定期預金）から引下げた金利でお預け入れいただき、金利引下げ相当額は、九州ろうきん「NPO助成」の助成金の一部として活用させていただく定期預金です。

預金残高は2020年3月末現在、1,647件・7億38百万円となっています。



■ NPO自動寄付システム「NPOサポーターズ」

指定日（20日もしくは25日）に、お客さまの普通預金口座からお客さまの応援するNPO法人の口座に自動振替で寄付する制度です。1回の寄付額は100円以上（100円単位）で、寄付先は市民への情報公開性や事業の社会性、会計の安定性等を基準に、ろうきんが選定したNPO法人（紹介NPO）のなかから選択いただけます。



■ NPO法人および社会福祉法人向け融資

地域社会のさまざまな課題解決を担うNPO法人や社会福祉法人の活動を支援することを目的に各種融資制度を用意しています。

幅広い資金ニーズにお応えするため、運転資金や設備資金、つなぎ資金に対応しているほか、(株)日本政策金融公庫等と連携して創業資金のご相談も承っています。

さらに、NPO法人や社会福祉法人で働く人の当金庫利用を促進することで、法人にかかわる皆さまのお役に立てるよう心掛けています。

2020年3月末までの融資合計は、68件・5億51百万円になります。



■ NPO振込手数料免除制度

NPO法人の運営に欠かせない会費や寄付金集めを、九州ろうきんの本支店を利用して振込で行う場合に手数料が免除される制度です。免除団体として申請いただくと1団体あたり年間100件を上限として、手数料が免除されます。

2020年3月末で、累計31団体のご利用がありました。

労福協と連携した社会的課題（奨学金問題）への取り組み

勤労者およびその家族に対して、奨学金返済にかかわる相談および奨学金借換に必要な資金を融資することにより返済負担額等の軽減を図り勤労者とその家族の生活の改善および向上に寄与することを目的として、2018年4月より労働者福祉南部ブロック協議会（九州各県の労福協）と連携した取り組みを行っています。

■ 奨学金返済困窮者に対する相談窓口の設置

奨学金返済にかかわるご相談に対応するため、各営業店および労福協のライフサポートセンターに相談窓口を設置しました。

なお、ご相談状況に応じて、セーフティネット（弁護士や司法書士）の紹介なども行っています。

■ 教育ローン（奨学金借換専用「つなぐ」）

奨学金の毎月返済額や返済期間の見直しなどの多様なニーズに応えるために、通常の教育ローンよりも低利な奨学金借換専用ローン「つなぐ」の取り扱いを2018年4月より開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2019年度	
実行件数	105
実行金額	258,960
融資残高	555,553

九州ろうきんは、奨学金返済を抱える勤労者の方に対するサポートを行っています。

ご融資金額(1万円以上1万円単位) 最高1,000万円

ご返済期間 20年以内

会員の方 変動金利型 保証料込 年1.0%

一般勤労者の方 変動金利型 保証料込 年1.8%

奨学金の返済を見直して「生活改善!!」

返済期間を見直すことで、毎月の返済額を軽減しボーナス併用返済もご利用いただけます。

奨学金の金利を見直したい...

現在の返済中の「奨学金」の金利を確認してみましょう。

子どもの「奨学金」を借換してあげたい...

※「生計を一にする」とは...

お問い合わせ先 九州ろうきん 各営業店

0120-796-210

福祉金融機関としての取り組み

■ 技能者育成資金融資制度

優れた技能者を育成するための職業訓練を受けようとする方々のうち、経済的な理由で職業訓練を受けることが困難な訓練生に対する融資制度です。国の雇用政策の一環として、2011年5月から取り扱いを開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2019年度	
実行件数	54
実行金額	60,000
融資残高	528,839

■ 求職者支援資金融資制度

国の雇用保険を受給できない求職者に、職業訓練と訓練受講中の生活を支援するための給付金を支給する「求職者支援制度」の一環として、給付金のみでは訓練受講中の生活費が不足する求職者に対して必要な資金の融資を行う制度です。国との提携により、2011年10月から取り扱いを開始いたしました。

●利用状況 (単位：件、千円)

2019年度	
実行件数	15
実行金額	6,200
融資残高	42,357

■ 福祉ローン

「福祉ローン」は、医療費、介護費用、育児費用、育児・介護休業取得中の生活費などの必要資金を融資することにより、生活の安定を図ることを目的とした低利の融資商品です。

●利用状況 (単位：件、千円)

2019年度	
実行件数	161
実行金額	199,310
融資残高	731,869

(注)「融資残高」には、「育児支援ローン」の残高を含んでいます。

金融円滑化に関する取り組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、「しあわせ創造運動」の積極的な展開を通じて、勤労者のための金融円滑化に努めております。

金融円滑化法の施行期間は2013年3月末日をもって終了となりましたが、当金庫では法の期限到来後もこれまでと変わりなく、住宅資金借入者の返済計画見直しのご相談・ご要望に真摯に対応しております。

■ 金融円滑化に係る対応の実施状況

1. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕 (単位：件)

	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 (単位：件)

	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,670	1,715	1,748	1,836	1,904	1,968	2,103	2,269	2,428
うち、実行に係る貸付債権の数	1,370	1,412	1,435	1,507	1,565	1,612	1,725	1,856	2,000
うち、謝絶に係る貸付債権の数	159	160	162	169	178	180	195	212	221
うち、審査中の貸付債権の数	11	12	14	15	8	17	12	18	13
うち、取下げに係る貸付債権の数	130	131	137	145	153	159	171	183	194

自然災害に係る取り組み

自然災害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

当金庫では、被災されたお客さまの復旧・復興のお役に立てるよう、様々な取り組みを実施しております。

1 被災された方への融資商品の取り扱い

被災された方の生活や住宅の復旧に向けてお使いいただける低利な融資商品をご用意しております。2019年度は、「令和元年8月の前線に伴う大雨」、「令和元年台風第15号」、「令和元年台風第19号」等により被災された方を「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」の対象とし、生活再建を支援しました。

これまで多くの方々にご利用いただき、実績は以下のとおりです。

【取り扱い実績（2020年3月末）】

融資商品名		件数	残高
災害救援ローン		767件	22億 1百万円
災害救援住宅ローン		1,535件	367億90百万円
無担保特別融資 (会員専用)	平成28年熊本地震	1,022件	12億26百万円
	平成29年7月九州北部豪雨	4件	5百万円
	平成29年台風第18号	19件	21百万円
	平成30年7月豪雨	9件	12百万円

2 振込手数料の免除措置

ろうきんの窓口から会員団体等が開設した「東日本大震災」「平成28年熊本地震」「令和元年台風第19号」に係る義援金振込口座への送金に伴う為替手数料について、免除措置を講じています。

3 融資ご利用中のお客さまへの特別措置

全国銀行協会が金融庁などと連携して策定した「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく住宅ローン等の債務の免除や減額をお申し出いただけます。当金庫では、2020年3月末時点で8億28百万円の債務整理に応じ、生活再建を支援しました。

「21世紀金融行動原則」に基づく取り組み

〈九州ろうきん〉は、2017年7月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（以下、行動原則という）に署名しました。

「行動原則」は、2011年に発生した東日本大震災を契機に、「持続可能性とは何か」について再考が迫られる中で、これからの日本の金融機関が果たすべき役割を、i) 日本を持続可能な社会に変えていくことへの貢献、ii) 地球規模の持続可能性を高めることへの貢献と位置づけ、2011年10月に金融機関に共通する行動指針として策定され、7つの原則が示されています。

〈九州ろうきん〉は、「ろうきんの理念」に掲げる「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」との目的に則り、これまでも、「平成28年熊本地震」をはじめとした災害に対する支援や、子どもたちの成長を応援する活動、地域で活躍するNPOの支援など、持続可能な社会の形成に必要とされる「E（Environment=環境）」「S（Social=社会）」「G（Governance=ガバナンス）」の観点で取り組みを進めてまいりました。

〈九州ろうきん〉は、今後も持続可能な社会の形成に向け、福祉金融機関としての役割を果たすために、「行動原則」の趣旨に基づく取り組みを推進してまいります。

トピックス

■ キャンペーンの実施

2019年度は「キャンペーン」を下記のとおり実施しました。

● 「2019フレッシュャーズキャンペーン」

若年層のお客さまに、ろうきんが身近で信頼できる金融機関であることを知っていただくとともに、将来にわたってご利用いただくことを目的として、「2019フレッシュャーズキャンペーン～はじまりは『九州ろうきん』でした。～」を実施しました。

【キャンペーン期間】

2019年4月1日～2019年12月31日

● 「資産形成応援キャンペーン2019」

しあわせ創造運動の3本の柱のひとつである「生活設計」の取り組みとして、「資産形成応援キャンペーン2019」を実施しました。キャンペーンでは、対象の預かり資産商品をご契約いただき、アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で652名さまに豪華賞品をプレゼントするなど、勤労者の皆さまの資産形成を応援する取り組みを実施しました。

【キャンペーン期間】

2019年6月1日～2020年1月31日

● 「カーライフローンキャンペーン」

● 「教育ローンキャンペーン」

2019年10月の消費増税および年度末の自動車関連資金需要期に合わせた「カーライフローンキャンペーン」、入学・進級などの教育資金需要期に合わせた「教育ローンキャンペーン」を実施しました。

期間中は、通常より低金利なキャンペーン専用金利を設け、さらに、他金融機関等からの自動車ローン・教育ローンの借り換えにご利用いただける金利引下げサービスなど、家計の負担軽減を目的としたローンの推進を実施しました。

【カーライフローンキャンペーン期間】

第1期：2019年7月1日～2019年9月30日

第2期：2020年1月6日～2020年4月30日

【教育ローンキャンペーン期間】

2019年10月1日～2020年4月30日



■ ろうきんアプリの運用開始

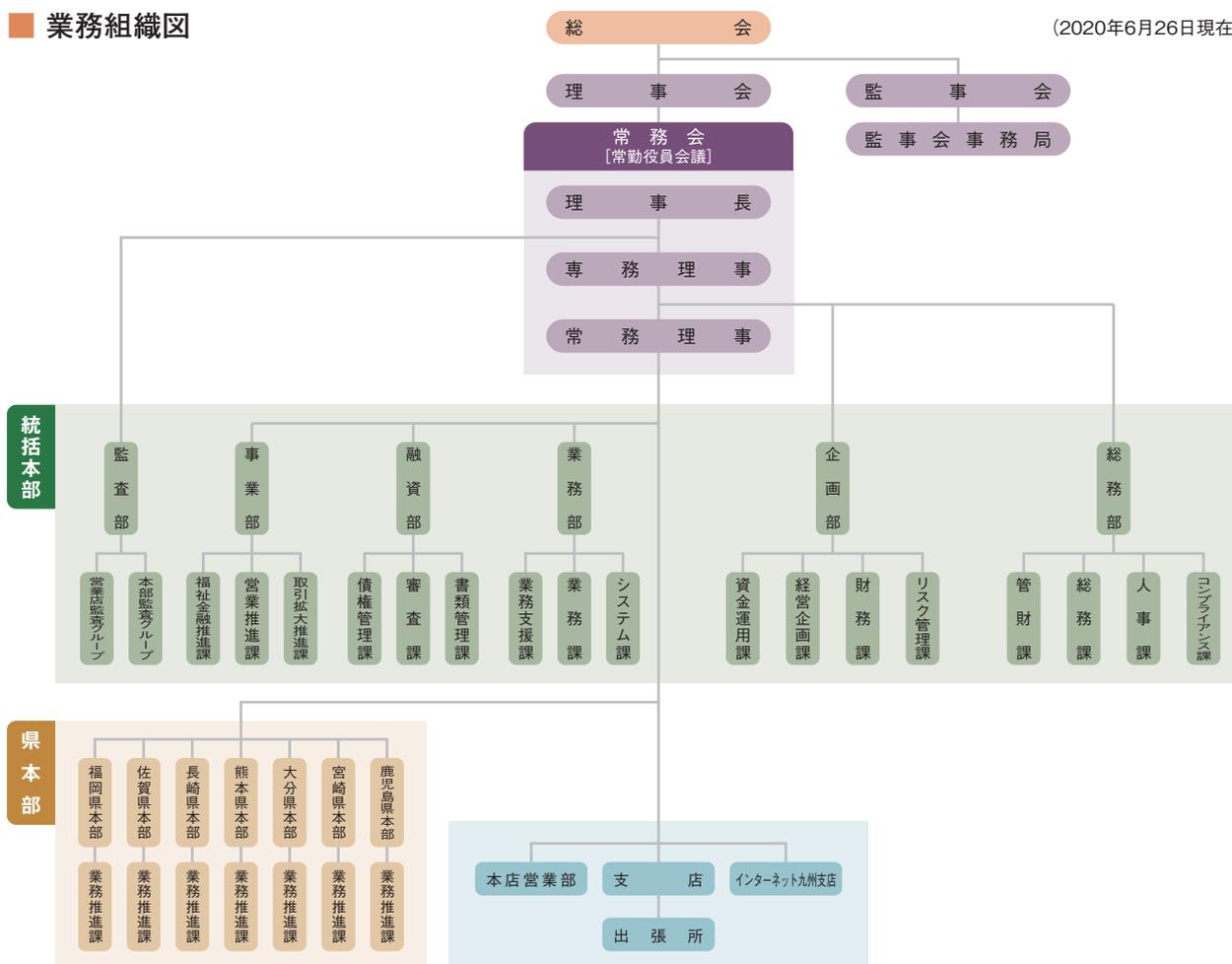
スマートフォンアプリを活用した金融サービスの提供を行うために、2019年10月22日にろうきんアプリをリリースいたしました。ろうきんアプリの活用により、ますます便利にろうきんをご利用いただけるようになりました。



事業の組織

業務組織図

(2020年6月26日現在)



理事及び監事の氏名及び役職名

(2020年6月26日現在)

役職名	氏名	所属団体
(代)理事長	高橋和善	員外
(代)専務理事	森田孝徳	員外
(代)専務理事	谷村昌昭	員外
常務理事	金子智俊	員外
常務理事	染井和久	員外
常務理事	西村芳樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会
常務理事	青柳直	日本労働組合総連合会佐賀県連合会
常務理事	中野忠	自治労長崎県本部
常務理事	上田淳	日本郵政グループ労働組合阿蘇くまもと支部
常務理事	山本新彦	大分県教職員組合
常務理事	福島昭一	自治労宮崎県本部
常務理事	森田周一	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
理事	大塚康宏	三菱電機労働組合福岡支部
理事	矢田信浩	九州電力労働組合本店支部
理事	井手美保子	佐賀県教職員組合
理事	宮崎啓二郎	自治労佐賀県本部

(代)は、代表理事です。

役職名	氏名	所属団体
理事	大田保則	佐世保重労働組合
理事	山口裕志	全日通労働組合長崎県支部
理事	峯 潔	自治労熊本県本部
理事	倉岡興平	JP労組熊本連絡協議会
理事	野畑由紀夫	日本労働組合総連合会大分県連合会
理事	佐藤義朗	自治労大分県本部
理事	村上康則	旭化成労働組合
理事	谷口博次	宮崎県教職員組合
理事	満永正幸	自治労鹿児島県本部
理事	原園正敏	鹿児島県教職員組合
理事	小倉知子	員外
常勤監事	松尾勝博	員外
監事	本村隆幸	福岡県教職員組合
監事	草場健次	九州電力労働組合佐賀支部
監事	猿渡研一	日本労働組合総連合会熊本県連合会
監事	前原達美	NTT労働組合九州総支部宮崎分会

代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職を行っている常勤役員等はありません。

会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人（2020年7月現在）

歩み

1952年 (昭和27年)	5月 大分県労働金庫業務開始
	8月 福岡県労働金庫業務開始
1953年 (昭和28年)	6月 佐賀県労働金庫業務開始
	10月 労働金庫法施行
1954年 (昭和29年)	10月 長崎県労働金庫業務開始
	5月 熊本県労働金庫業務開始
	6月 宮崎県労働金庫業務開始
1972年 (昭和47年)	9月 鹿児島県労働金庫業務開始
	1月 財産形成貯蓄取り扱い開始
1983年 (昭和58年)	8月 サラ金対策キャンペーン実施
1985年 (昭和60年)	6月 全国労働金庫オンラインキャッシュサービス(ROCS)開始
1986年 (昭和61年)	7月 預金保険機構へ加入
	9月 全国労働金庫統一オンラインシステム(第1次)スタート
1987年 (昭和62年)	12月 両替業務取り扱い認可
1988年 (昭和63年)	4月 国債窓口販売取り扱い開始
1990年 (平成2年)	7月 他行と提携した全国キャッシュサービス(MICS)開始
1991年 (平成3年)	5月 全国労働金庫統一オンラインシステム(第2次)スタート
1993年 (平成5年)	6月 定期預金金利完全自由化
1994年 (平成6年)	10月 流動性預金金利完全自由化
	12月 九州統一教育ローン(アシスト)取り扱い開始
1995年 (平成7年)	4月 阪神・淡路大震災遺児支援定期(エール30)の取り組み
1996年 (平成8年)	5月 「ろうきん・21世紀への改革とビジョン」決定
1997年 (平成9年)	5月 新ろうきん理念の制定
1999年 (平成11年)	1月 ゆうちょ銀行とのCDネット提携開始
	2月 投資信託窓口販売取り扱い開始
2000年 (平成12年)	3月 デビットカードサービス取り扱い開始
	12月 ゆうちょ銀行との相互送金サービス開始
2001年 (平成13年)	10月 九州労働金庫の誕生
	12月 インターネットバンキング・モバイルバンキング取り扱い開始
2002年 (平成14年)	2月 生活応援融資制度取り扱い開始
	4月 第1期中期経営計画スタート
2003年 (平成15年)	5月 全国労働金庫統一オンラインシステム(第3次)スタート
2004年 (平成16年)	1月 第1回九州ろうきん「NPO助成」募集開始
	5月 ろうきん財形・エース預金振替サービス(ZATTS)開始
	6月 セブン銀行とのATM利用提携開始
2005年 (平成17年)	4月 第2期中期経営計画スタート
	8月 他行自動機利用手数料還元サービス開始
2006年 (平成18年)	1月 火災保険窓口販売取り扱い開始
	1月 Webお知らせサービス開始
	1月 第二地銀・信用金庫・信用組合と相互入金サービス開始
2007年 (平成19年)	7月 ICカード取り扱い開始
	7月 ろうきん育児支援ローン取り扱い開始
	1月 全国労金統一オンラインシステム全金庫移行完了
2007年 (平成19年)	6月 住宅ローン再特約時の金利引下げサービスの開始
	7月 しあわせ創造運動・多重債務対策本部の設置

2007年 (平成19年)	8月 生活改善ローン取り扱い開始
	10月 「お金の問題!気づきキャンペーン」取り組み開始
2008年 (平成20年)	4月 インターネットバンキング・モバイルバンキングの年間利用手数料無料化
	4月 インターネット九州支店の開設
	4月 第3期中期経営計画スタート
2009年 (平成21年)	9月 イオン銀行とのATM利用提携開始
	12月 就職安定資金融資制度取り扱い開始
	3月 教育・医療費関連資金融資制度(働く人へのマイクロクレジット)新設
2009年 (平成21年)	4月 全労済の共済代理業務取り扱い開始
	4月 「第2次お金の問題!気づきキャンペーン」取り組み開始
2010年 (平成22年)	12月 金融円滑化法に伴う対応開始
	10月 金融ADRに伴う対応開始
2010年 (平成22年)	11月 生活再生ローン取り扱い開始
	3月 「東日本大震災」の被災者への支援取り組み開始
2011年 (平成23年)	10月 九州ろうきん設立10周年
	10月 地域社会を支援する取り組みを開始
2012年 (平成24年)	4月 第4期中期経営計画スタート
	12月 未組織カードローン「マイプラン・Beサイド」取り扱い開始
2013年 (平成25年)	1月 八代支店の新築移転オープン
	2月 直方支店の新築移転オープン
	7月 霧島支店(旧加治木支店)の新築移転オープン
2014年 (平成26年)	1月 全国ろうきん新オンラインシステム(アール・ワンシステム)スタート
	6月 「フリーローンプラス」取り扱い開始
	9月 「ろうきんビジョン」策定
2015年 (平成27年)	11月 九州大学との産学連携スタート
	4月 第5期中期経営計画スタート
	4月 相続関連業務(遺言信託・遺産整理)の媒介業務開始
2015年 (平成27年)	4月 新型カードローン「マイプラン・ツカえ〜る」取り扱い開始
	5月 鳥栖支店の移転オープン
	10月 「教育ローン(カード型)」取り扱い開始
2016年 (平成28年)	3月 イーネット・LANsとのATM利用提携開始
	5月 日田支店・種子島支店の新築移転オープン
	7月 「こどもみらい応援キャンペーン」開始
2017年 (平成29年)	7月 タレント・女優の橋本環奈さんを起用した九州ろうきん独自テレビCM開始
	4月 宮崎市において「業務特化型店」運営開始
	6月 Web完結型フリーローン取り扱い開始
2017年 (平成29年)	8月 インターネットでの投資信託サービス開始
	10月 スマホでの口座開設アプリ取り扱い開始
	1月 長崎県庁支店の新庁舎への移転
2018年 (平成30年)	2月 諫早支店の新築移転オープン
	4月 第6期中期経営計画スタート
	4月 「取引拡大推進チーム」の取り組み開始
2018年 (平成30年)	4月 奨学金借換専用ローン「つなぐ」取り扱い開始
	9月 日本政策金融公庫とのNPO法人等の支援に関する業務連携の覚書締結
	10月 SMS(ショートメッセージサービス)配信開始
2019年 (令和元年)	4月 「こども未来応援定期」取り扱い開始
	10月 「ろうきんアプリ」取り扱い開始
2019年 (令和元年)	11月 インターネットバンキングによる他金融機関あて即時振込の取扱時間拡大
	1月 「LINE Pay」との連携開始
2020年 (令和2年)	2月 北九州東支店移転オープン

預金商品のご案内

■ 預金商品

(2020年7月1日現在)

商品名		期 間	特 徴	
総 合 口 座 (普通預金・定期預金・エース預金)		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎貯める・受取る・支払う・送金する・借りるの5つの機能を1冊にまとめた通帳です。 ※エース預金は別冊通帳となります。 ◎定期性預金合計額の90%または300万円のうちのいずれか少ない金額を限度額として当座貸越による自動融資が受けられます。 ◎普通預金口座については、公共料金等の自動引き落としや年金・給与のお受け取り口座としてご利用いただけます。 ◎取引内容を1ヵ月ごとに表示する家計簿集計サービスも、ご利用いただけます。(別途お申込みが必要です。) 	
流動性預金	普 通 預 金	出 し 入 れ 自 由	◎ATMや窓口でいつでも自由に出し入れできるため、お財布代わりにご利用いただけます。	
	普通預金無利息型(決済用預金)	出 し 入 れ 自 由	◎利息のつかない普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。ご利用中の普通預金から切り替えることも可能です。	
	貯 蓄 預 金	出 し 入 れ 自 由	◎普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かした自由プランの預金です。	
	通 知 預 金	7 日 間 以 上	◎まとまった資金の短期運用に便利です。期間の定めはありませんが、預入後7日間の据置が必要です。なお、払戻しの場合は、2日前までの通知が必要です。	
	当 座 預 金	出 し 入 れ 自 由	◎組合財政や生協運営資金等の決済口座としてご利用いただけます。また、利息がつかないため、預金保険制度により全額保護されます。	
定期性預金	ス ー パ ー 定 期	(単利型) 1ヵ月以上10年以内 (複利型) 3年以上10年以内	◎単利型(利払型) または複利型のいずれかをお選びいただけます。複利型は、6ヵ月複利(預入期間3年以上のもの)で大切な資金を安全・確実に増やす定期預金です。	
	自由金利型定期預金(大口定期)	1ヵ月以上10年以内	◎1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金です。	
	ワイド定期(期日指定定期預金)	最 長 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ◎預入金額は300万円未満です。 ◎預入日より1年(据置期間)経過後から3年までの間のご希望日を満期日に指定できます。(満期日指定には1ヵ月前までの通知が必要です。) ◎利息は1年ごとの複利計算方式のため、長く預けるほど有利です。 	
	変 動 金 利 定 期 預 金	(単利型) 1年・2年・3年 (複利型) 3年	◎6ヵ月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	
	財 形 貯 蓄	一 般 財 形	3 年 以 上	◎毎月の給料とボーナスから天引きで積み立てる勤労者のための貯蓄です。
		財 形 年 金	5 年 以 上	◎一般財形は、積立を継続しながら積立金の全部または一部払戻しができます。
財 形 住 宅		5 年 以 上	◎財形年金と財形住宅は、2つ合わせて貯蓄残高550万円まで非課税です。なお、加入資格は55歳未満の方となります。	
	エ ー ス 預 金	3 年 以 上	◎目標に合わせて、エンドレス型・確定日型・年金型のいずれかをお選びいただけます。([「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。])	
譲 渡 性 預 金		1 日 以 上 10 年 以 内	◎5,000万円以上の資金の運用に適した預金です。利息とともに譲渡することができます。(預金保険対象外)	

各種業務のご案内

■ 投資信託・国債

商品名	特 徴
投 資 信 託	<ul style="list-style-type: none"> ◎多様な金融ニーズに対応するため、投資信託の窓口およびインターネットバンキングによる販売を行っています。 ◎投資信託は、複数のお客さまの資金をひとつにまとめ、国内や海外の公社債・株式等に分散投資する金融商品です。 ◎投資信託は預金とは異なり市場環境等により運用実績が変動することから、元本および分配金が保証されるものではなく、運用による損益はお客さまに帰属します。
国 債	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人向け国債の窓口販売を行っています。 ◎国債は国が発行する債券で、満期日まで保有すれば元本(額面金額)・利子のお支払いは国が責任を持って行います。

■ 有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。

■ 内国為替業務

当金庫では、給与振込などの国内のお客さまの間での資金の振込(為替取引)、手形などの取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

■ 共済代理業務

こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理募集の取り扱いを行っています。

■ 損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

■ 相続関連業務(遺言信託業務・遺産整理業務)

(株)山田エスクロー信託の業務提携店として、遺言信託業務・遺産整理業務の媒介を行っています。

■ その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務(媒介を除く)は行っていません。

融資商品のご案内

■ 無担保融資商品

(2020年7月1日現在)

商品名	融資限度額	返済期間	特徴
カーライフローン	1,000万円	10年以内	車購入(自動車・自転車等)はもちろん、車検・修理・免許取得や車庫建設といった車に関する費用に幅広くご利用いただけます。
教育ローン	2,000万円	固定15年以内 変動20年以内	教育に関する様々な費用にご利用いただけます。さらに、在学中はお利息のみをお支払いいただく元金据置返済制度や融資金を分割して受け取る分割貸付制度もご用意しております。
教育ローン(奨学金借換専用「つなぐ」)	1,000万円	20年以内	奨学金の借換を行うことで、ご返済金額等の負担軽減を目的とするローンです。
無担保住宅ローン	2,000万円	25年以内	担保不要の住宅ローンです。自宅の新築・購入から増改築、宅地購入、他金融機関等の住宅ローン借換まで、住宅に関する様々な資金にご利用いただけます。
福祉ローン	1,000万円 (注1)	10年以内	介護・育児をはじめとする福祉関連費用としてご利用いただけます。
フリーローン	1,000万円	10年以内	生活に必要な様々な資金に幅広くご利用いただけます。
年金ローン	200万円 (注2)	5年以内	〈ろうきん〉に年金受取り口座を指定された方を対象にしたローンです。
友の会ローン	200万円 (注2)	5年以内	「ろうきん友の会」加入者を対象にした会員専用のローンです。
退職金・共済つなぎローン	1,000万円 (注3)	5年以内	定年退職を控えた方の生活に必要な様々な資金や、共済等勤務先借入のつなぎ資金としてご利用いただけます。
借換ローン(おまとめローン)	1,000万円	10年以内	他金融機関等のローンを一本化することで、ご返済金額の負担軽減を目的とするローンです。
目的ローン「合わせ上手」	1,000万円	10年以内	二つ以上の目的ローンを組み合わせて一本化し、ご返済金額の負担軽減を目的とするローンです。
災害救援ローン	1,000万円 (注4)	生活関連資金 10年以内 住宅関連資金 25年以内	災害(地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等)の被災者または被災者の親族(3親等以内)に対して、被災による家財道具購入費、自動車修理・買替費、当座の生活費および被災住宅の修理・改修等の復旧工事費等にご利用いただけます。(注5)
災害救援ローンⅡ	1,000万円 (注4)	生活関連資金 10年以内 住宅関連資金 25年以内	災害(地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等)の被災者または被災者の親族(3親等以内)に対して、災害等による生活再建および復旧のための生活関連資金・住宅関連資金と、ご利用中のローンの借換資金としてご利用いただけます。(注5)
マイクロクレジット	100万円	10年以内	これまで保証を受けられなかった会員構成員または会員のある企業に勤務する非正規従業員の方を対象とし、教育・医療をはじめとする生活に不可欠な資金にご利用いただけるローンです。

- (注) 1. 育児・介護休業取得中の生活費は最高200万円となります。
 保育園等の送迎に使用する車購入資金は最高100万円となります。
 2. 200万円もしくは年間年金受給額のいずれか低い額となります。
 3. 1,000万円もしくは退職金支給額・共済借入額のいずれか低い額となります。
 4. 住宅関連資金を含む場合は最高2,000万円となります。
 5. 対象となる災害・取扱期間に条件があります。くわしくは窓口へお問合せ下さい。

■ カードローン商品

商品名	融資限度額	契約期間	特徴
マイプラン	500万円	1年自動更新	不意な出費に役立つ安心・便利な〈ろうきん〉のカードローンです。
マイプラン ツカえ～る	500万円	1年自動更新	他金融機関等の借換資金などにご利用いただける〈ろうきん〉のカードローンです。ご利用残高に応じた返済額でのお支払いが選択できますので、とても便利です。
マイプラン - Be サイド	100万円 (注1)	1年自動更新	〈ろうきん〉の会員以外の方を対象としたカードローンです。
教育ローン(カード型)	2,000万円	20年以内 (注2)	在学期間中(カードローンご利用期間中)は、ローンカードにより教育に関する費用を極額の範囲内で反復ご利用いただけます。

- (注) 1. パート、アルバイトの方については30万円以内となります。
 2. カードローンご利用期間、元金ご返済期間合わせて20年以内となります。

■ 有担保融資商品

商品名	融資限度額	返済期間	特徴
住宅ローン	5,000万円	40年以内 ※全期間固定金利型のみ25年以内	自宅の新築・購入から増改築、宅地購入、他金融機関等の住宅ローン借換まで、住宅に関する様々な資金にご利用いただけます。さらに、多彩な金利タイプの中からお客さまのご返済プランに合う商品をお選びいただくことが可能です。
不動産担保ローン	5,000万円	40年以内	不動産を担保として生活に必要な様々な資金にご利用いただけます。
ろうきんフラット35	8,000万円以下で建築費または購入価格の100%以内	35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用した全期間固定金利の住宅ローンです。 ※ろうきん住宅ローンと組み合わせてお借り入れいただくことも可能です。
災害救援住宅ローン	5,000万円	40年以内	災害(地震・台風・土砂崩れ等の自然災害等)の被災者または被災者の親族(3親等以内)に対して、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費および災害による住宅の建築費・購入費等にご利用いただけます。(対象となる災害・取扱期間に条件があります。)

※その他、自治体との提携融資制度や金利引下げ制度もございます。くわしい内容はお近くの〈ろうきん〉まで。

各種サービスのご案内

■ 各種サービス

(2020年7月1日現在)

● キャッシュサービス (ATM・CD)

〈ろうぎん〉カードは、全国の〈ろうぎん〉ATMはもちろん、MICS加盟の金融機関（都銀、信託銀行、地銀、信金、信組、JA等）・セブン銀行等のATMでも、“お引出し”等にご利用いただけます。

◇ 〈ろうぎん〉ATMのご利用時間

【平日】……………8:00～21:00

【土・日・祝日】……………9:00～19:00

※ご利用時間は、各キャッシュコーナーによって異なる場合があります。
 ※〈ろうぎん〉以外のキャッシュコーナーでのご利用については所定の手数料がかかる場合があります。
 ※セブン銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行・ビューカードのATMのご利用時間は、次の「ATM利用提携」をご参照ください。

◇ お取り扱い金額

1日あたりのお引出し限度額は、磁気カードの場合50万円となっています。

※限度額を設定されている口座はこの限りではございません。

◇ ご利用可能なお取引内容

 全国の〈ろうぎん〉ATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 MICS加盟金融機関のATM	お引出し	ご入金 (※1)	残高照会	お振込み (※2)
 ゆうちょ銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 セブン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 イオン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 イーネットのATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 ローソン銀行のATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み
 ビューカードのATM	お引出し	ご入金	残高照会	お振込み

※1 第二地方銀行・信用金庫・信用組合の「入金ネット」マークのあるATMでご利用いただけます。

※2 ご利用いただけない金融機関があります。

● ATM利用提携

セブン-イレブン等に設置されているセブン銀行ATMでのお引出しは、7:00～19:00までならご利用手数料が無料です。その他下記の提携ATMでご利用手数料が無料です。

■ セブン銀行

お取引内容	ご利用日	7:00～19:00	0:00～7:00 19:00～24:00
ご入金・残高照会	平日・土・日・祝日	無料	
お引出し		無料	110円

■ イオン銀行

お取引内容	ご利用日	1:00～8:00	8:00～21:00	21:00～23:00
ご入金・残高照会 ・お引出し	月曜日	お取り扱い できません	無料	
	火曜日～金曜日	無料	無料	
	土・日・祝日	お取り扱い できません	無料	お取り扱い できません

※12月31日～1月3日は、土・日・祝日と同様の取り扱いになります。

※1月4日、5月6日は8:00からの取り扱いとなります。

■ イーネット

お取引内容	ご利用日	0:00～24:00
ご入金・残高照会 ・お引出し	平日・土・日・祝日	無料

■ ローソン銀行

お取引内容	ご利用日	0:00～24:00
ご入金・残高照会 ・お引出し	平日・土・日・祝日	無料

■ ビューカード

お取引内容	ご利用日	始発から終電まで
残高照会・お引出し	平日・土・日・祝日	無料

※主な設置場所：JR東日本の駅等

● 他行ATM・CD利用手数料還元サービス

他行・コンビニのATM・CD機で〈ろうぎん〉カードをご利用された際の手数料を普通預金口座へ還元するサービスです（還元額は1回あたり110円が上限）。なお、〈ろうぎん〉口座で年金をお受け取りの方や、〈ろうぎん〉店舗のない指定する離島におつとめされている方には、別途還元サービスがあります。
 ※ただし、上記「セブン銀行とのATM利用提携」の19:00～7:00のご利用手数料につきましては、還元サービスの対象となりません。

● デビットカードサービス

「J-Debit（ジェイデビット）」マークのあるお店（加盟店）で、〈ろうぎん〉キャッシュカードを利用してそのまま買い物等のお支払いができるサービスです。また、キャッシュアウトサービス加盟店では、買い物代金と引き出す現金の合計額を口座から引き落とし、買い物商品と現金を同時に店舗レジ等で受け取ることや、店舗レジ等で現金の引き出しができるサービスをご利用いただけます。お申込み等の手続きは不要で、今お持ちの〈ろうぎん〉キャッシュカードでご利用いただけます。なお、ご利用代金はご利用口座から即時に引落とされます。

◇ ご利用可能カード

普通預金または貯蓄預金のキャッシュカード

・ろうきんUC（マスター／VISA）カード

（株）労金カードサービスの発行する「ろうきんUCカード」は、マスター・VISAとの提携により、国内・海外のUC・マスター・VISAの加盟店で、ショッピング等にご利用いただけます。

※（株）労金カードサービスは、（ろうきん）の出資によってつくられたクレジットカード会社です。

・Epiカード

キャッシュカード機能とクレジット機能が1枚になったカードです。

◇発行手数料・年会費

カード発行手数料も年会費も無料です。また、現在ろうきんUCカードをお持ちの方がEpiカードへお切り替えいただく場合も、手数料・年会費ともに無料です。

・ろうきん口座開設アプリ

窓口に来店いただかなくとも、スマートフォンで撮影した運転免許証の写真と、お申込みに必要な情報を送信していただくだけで、普通預金の口座開設ができるアプリです。

・振込サービス

国内の金融機関ならどこへでも、安全・確実・迅速に指定口座へ振り込むことができます。〈ろうきん〉ATMからキャッシュカードを使ったお振込みも可能です。

・定額自動送金サービス

定期的に一定金額を全国の金融機関の指定口座へ普通預金口座または当座預金口座から送金します。毎月の家賃や駐車場代、各種月謝、お子さまの仕送りなどに便利です。

・給与振込・年金自動受取り

〈ろうきん〉口座で、給与や手当、厚生年金・国民年金・共済年金等の各種年金がお受け取りいただけます。ゆうちょ銀行、MICS加盟金融機関等のキャッシュコーナーでお引出しされた場合は「他行ATM・CD利用手数料還元サービス」の対象となります。

・公共料金などの自動支払いサービス

電気、ガス、電話（携帯電話含む）、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、各種税金、保険料、クレジットカードなどの支払日にご指定の普通預金口座から自動的にお支払いします。

※収納機関によりお取り扱いできない場合があります。

・ろうきんアプリ

「残高確認」も「入出金明細」も「税金の支払い」も「おトクな情報」も、ぜんぶまとめて、アプリで解決！

利用手数料無料のろうきん公式アプリです。

・代理業務

住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理業務を取り扱っています。

・ろうきんダイレクト

〈インターネットバンキング〉

パソコンや携帯電話を使うことにより、いつでもどこからでもお取り扱い（残高照会、お振込み、資金移動等）いただける便利なサービスです。

〈テレフォンバンキング〉

一般財形・エース預金（エンドレス積立型）の普通預金への振替や、残高照会ができます。また、振込や証書貸付の繰上返済なども電話でご利用いただけるサービスです。

〈Webお知らせサービス〉

〈ろうきん〉からお届けするハガキ形式の“定期預金満期のご案内”“残高のお知らせ”などを郵送等による通知に替えて、インターネット（パソコンや携帯電話）で確認いただけるサービスです。

ろうきんダイレクトヘルプデスク

☎0120-030-272 1/1～1/3を除く（9：00～21：00）

※定期メンテナンス時はご利用いただけません。

・インターネットバンキング（団体のお客さま）

パソコンで資金移動やお振込み、取引照会などがご利用いただけるサービスです。

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）ヘルプデスク

☎0120-575-609

1/1～1/3、12/31を除く（平日9：00～18：00）

・フリーダイヤル

【お客さまサービス室受付】

ご預金やローン・各種お取引のご相談はもちろん、〈ろうきん〉へのご意見・ご要望等をフリーダイヤルでお受けしています。

☎0120-796-210

1/1～1/3、12/31を除く（平日9：00～17：00）

【労金照会センター】

通帳・届出印・カード等を紛失された場合は、速やかに取引店へご連絡ください。なお、取引店の営業終了後や休日の場合には労金照会センターへご連絡ください。

☎0120-608-002（24時間受付）

・iDeCo（個人型確定拠出年金）

「iDeCo（個人型確定拠出年金）」は、公的年金とは別の個人年金制度で、2017年1月から公務員や専業主婦を含めたほぼ全ての現役世代がご加入いただけます。

取扱手数料のご案内 (手数料金額には、消費税および地方消費税が含まれます。)

●為替手数料

(2020年7月1日現在)

項目		同一店内	ろうきん 本・支店宛	他金融機関宛			
				電信扱い	文書扱い		
振込 手数料	窓口でのお振込	5万円未満	110円	330円	660円	660円	
		5万円以上	330円	550円	880円	880円	
	自動機でのお振込	5万円未満	無料	110円	330円	取扱なし	
		5万円以上		330円	550円		
	自動送金でのお振込	5万円未満	無料	110円	330円	取扱なし	
		5万円以上		330円	550円		
	ろうきん ダイレクト でのお振込	インターネットバンキング (IB) モバイルバンキング (MB)	5万円未満	無料	110円	220円	取扱なし
			5万円以上		110円	275円	
		テレフォンバンキング (TB)	5万円未満	無料	110円	330円	取扱なし
			5万円以上		330円	550円	
	団体インターネットバンキング (団体IB) でのお振込	5万円未満	無料	110円	220円	取扱なし	
		5万円以上		110円	275円		
	ファームバンキング (FB) でのお振込	1万円未満	無料	110円	220円	取扱なし	
		1万円以上		110円	330円		
		5万円以上		220円	550円		
団体IB・FB (一括データ伝送) による給与・賞与振込		無料	無料	55円	取扱なし		
送金手数料 (1件につき)		取扱なし	440円	660円			
代金取立手数料 (1件につき)		取扱なし	440円	660円			
その他諸手数料	送金・振込組戻手数料	取扱なし	無料	1通につき660円			
	手形・小切手組戻手数料						
	取立手形店頭显示手数料						
	手形・小切手不渡返却手数料						

- (注) 1. 視覚障がいの方が行うご本人名義の窓口でのお振込については、自動機でのお振込による振込手数料を適用します。
 2. 自動送金でのお振込には、振込手数料・同一店内振込手数料の他に自動送金サービス手数料 (取扱手数料) 55円が必要です。
 3. 文書扱いのお振込は、「国庫金」、「公金」、および「付帯物件付振込で文書扱いに限定されているもの」のみご利用いただけます。
 4. 提携金融機関のキャッシュカードをご利用の場合の自動機でのお振込には、別途所定のATM利用手数料がかかります。
 5. 「同一店内」とは、「窓口でのお振込」の場合は「ご利用店と同一店の口座への振込」、「自動機でのお振込」の場合は「ご利用自動機と同一店の口座への振込」、「ろうきんダイレクト」等の場合は「ご利用口座と同一店の口座への振込」のことで。

●CD/ATM利用手数料

◇ろうきん自動機

(2020年7月1日現在)

	時間帯	ろうきん カード	提携金融機関 カード (注) 2. 3.	ゆうちょ銀行 カード	提携クレジット カード	イオン銀行 カード
		入金・出金・ 振込・振替	入金・出金・振込 (注) 1.	入金・出金	出金	入金・出金
平日	07:00~08:00	無料	—	220円	カード会社所定手数料	—
	08:00~08:45	無料	220円	220円		無料
	08:45~18:00	無料	110円	110円		無料
	18:00~21:00	無料	220円	220円		無料
	21:00~22:00	無料	—	220円		無料
土曜日	08:00~09:00	無料	220円	220円	カード会社所定手数料	無料
	09:00~14:00	無料	220円	110円		無料
	14:00~21:00	無料	220円	220円		無料
日曜日・祝日	08:00~21:00	無料	220円	220円	カード会社所定手数料	無料

- (注) 1. 提携金融機関カードでのご入金取引は、第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードで「入金ネット」マークのあるATMに限ります。
 2. 提携金融機関カードでのお振込取引は、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合のキャッシュカードがご利用いただけます。
 3. 平日の15:00以降、土曜日、日曜日、祝日・振替休日のお振込みは、翌営業日扱いとなります。
 4. 共同自動機でのお取引の際、時間帯・曜日によっては手数料がかかる場合がございます。
 5. 自動機の稼働日・ご利用時間帯は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合がございます。
 6. 「—」の記載のある時間帯はご利用できません。

●iDeCo (個人型確定拠出年金) 手数料

◇加入時・定例の手数料

(2020年7月1日現在)

手数料項目	支払先	年額	月額
口座の開設に係る手数料 (初回のみ)	国民年金基金連合会	2,829円	—
管理手数料		5,772円	481円
掛金の収納等に関する手数料 ※運用指図者 (これまで積み立てた資産の運用のみをされる方等) は不要です。	国民年金基金連合会	1,260円	105円
拠出金の管理等に関する手数料	資産管理サービス信託銀行	792円	66円
運営管理機関手数料	運営管理機関 (ろうきん)	3,720円	310円

●その他の取扱手数料

(2020年7月1日現在)

区分	手数料項目		金額	
預金取引関係	小切手・手形発行手数料	小切手用紙代	当座小切手	1冊 (50枚綴り) 550円
		手形用紙代	約束手形	
			為替手形	
	自己宛小切手発行手数料			1通 550円
	通帳・証書再発行手数料			1通 1,100円
	各種証明書発行手数料			1通 220円
	取引履歴発行手数料			1通 220円
	キャッシュカード再発行手数料(普通・貯蓄) ※Epiカードの紛失・サインミスによる再発行の場合は、キャッシュカード再発行手数料とは別に、UCカードに対する再発行手数料が口座振替により引き落とされます。			1枚 1,100円
	ICカード発行手数料(新規・切替)	シングルスライプのローンカード		無料
		上記以外		1枚 1,100円
ICカード再発行手数料			1枚 1,100円	
ろうきんダイレクトご契約者カード再発行手数料			1枚 440円	
ローンカード再発行手数料			1通 1,100円	
各種証明書発行手数料	融資見込証明書・残高証明書・融資取引明細証明書・融資契約終了(契約解除)証明書・返済予定表・年末残高証明書の再発行		1通 220円	
不動産担保融資事務手数料(フラット35を含む) ※フラット35セット型をご利用の場合は、フラット35のみ手数料が必要となります。			55,000円	
住宅ローンリトライ制度事務手数料(全国保証株式会社) ※不動産担保融資事務手数料とは別に必要となります。			55,000円	
住宅つなぎローン事務手数料			5,500円	
融資取引関係	繰上償還手数料(有担保貸付)	「固定金利選択型・上限金利設定型」での特約期間中、「全期間固定金利型」および「新住宅ローン」	一部繰上償還	22,000円
			全額繰上償還	33,000円
		上記以外	3年以内の全額繰上償還	3,300円
			5年以内の全額繰上償還	2,200円
	切替手数料(有担保貸付)	既往有担保ローンの同額借換(切替)		55,000円
	再特約手数料(有担保貸付)	「固定金利選択型・上限金利設定型」住宅ローン特約期間終了時点の再特約		無料
	返済方法等条件変更手数料	以下の商品の割賦金・返済期間等の条件変更 「証書貸付(有担保・無担保)」「しあわせ安心プラン」 「元利金返済開始後のろうきん教育ローン(カード型)」 既往有担保ローンの金利区分(通常金利)の変更		5,500円
	不動産担保取扱手数料	不動産担保調査料金		実費相当額
	移管手数料	「九州ろうきん」内で移管する場合		無料
		他の「ろうきん」へ移管する場合		無料
保護預り手数料	被封印方式(契約者1人あたり)		年間 1,320円	
	封緘方式(保管袋1個あたり)		年間 550円	
公共債口座管理手数料			無料	
夜間金庫手数料	基本料金		月額 2,200円	
貸金庫手数料	利用手数料		年間 6,600円	
貸金庫カード再発行手数料			1,100円	
ファームバンキング(FB)サービス手数料	契約手数料		無料	
	利用手数料		月額 3,300円	
インターネットバンキングサービス利用手数料	ろうきんダイレクト(個人)		無料	
	団体向け	ライトタイプ	無料	
		フルタイプ	無料	
口座確認手数料(団体IB一括口座確認)			1口座確認 55円	
インターネットバンキング(団体向け)電子証明書利用手数料(証明書1枚あたり)			無料	
パスワード生成機発行手数料			1,650円	
自動送金サービス手数料(注)1	取扱手数料		55円	
出資金関係事務手数料	出資金残高証明書発行手数料(個人)		1通 220円	
	出資証券再発行手数料(個人・団体)		1通 550円	
窓口両替(硬貨取扱)手数料(注)2	1枚～49枚		無料	
	50枚～300枚		220円	
	301枚～500枚		330円	
	501枚～1,000枚		440円	
	1,001枚～2,000枚		660円	
	2,001枚以上		660円+ 1,000枚毎に 330円	
個人情報保護法に基づく保有個人データの開示手数料	基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号、労働組合等(会員団体)、個人番号	1通 1,100円	
		預金残高、借入残高	1口座 1基準日毎 550円	
	加算手数料	取引履歴(期間は暦月ベースで計算します)	1口座 1ヵ月毎 550円	
		その他	1項目毎 1,100円	

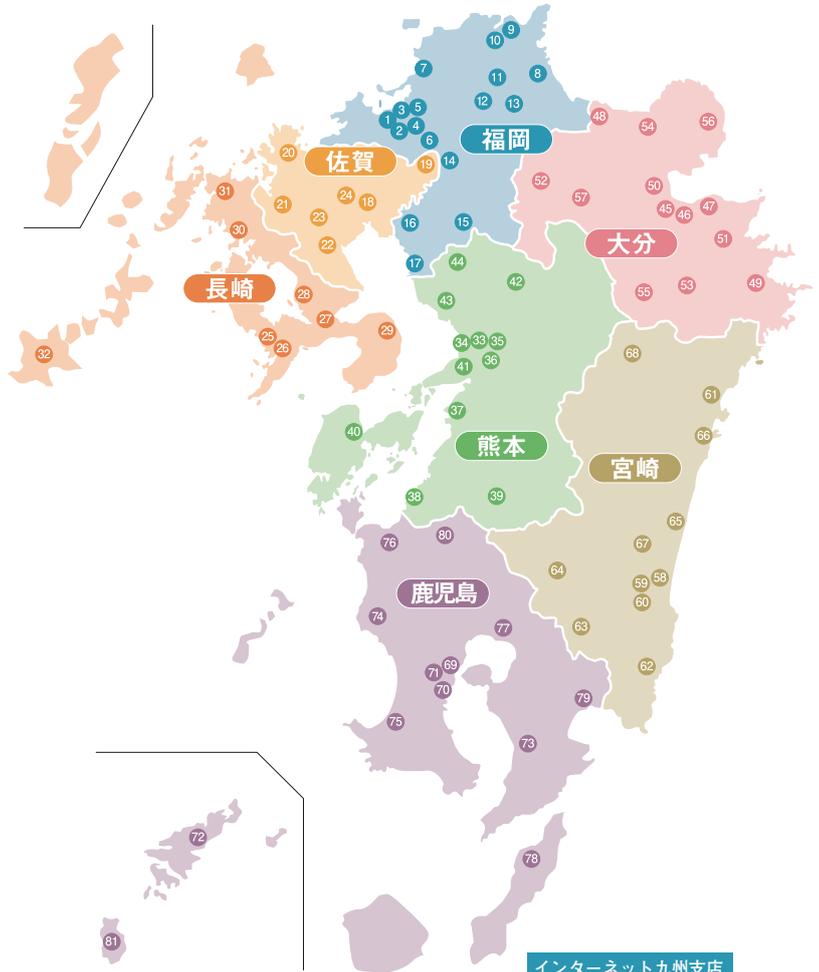
- (注) 1. 自動送金でのお振込には、自動送金サービス手数料(取扱手数料)の他に振込手数料が必要です。
 2. 窓口両替(硬貨取扱)手数料の2,001枚以上の場合で、1,000枚未満については四捨五入となります。
 例) 2,499枚までは2,000枚、2,500枚以上は3,000枚。
 3. 両替枚数は、払出枚数と受入枚数のいずれが多い方で計算します。
 4. 窓口両替(硬貨取扱)手数料の他に振込手数料が必要です。

店舗のご案内

(2020年6月末現在)

職場へ、地域へ。
未来へはばたくろうきん。

福岡	1 本店営業部	7 古賀支店	13 田川支店
	2 天神支店	8 行橋支店	14 久留米支店
	3 ローンセンター天神(天神北出張所)	9 北九州東支店	15 八女支店
	4 博多支店	10 北九州西支店	16 柳川支店
	5 福岡県庁前支店	11 直方支店	17 大牟田支店
6 筑紫支店	12 飯塚支店		
佐賀	18 佐賀支店	21 伊万里支店	24 小城多久支店
	19 鳥栖支店	22 鹿島支店	
	20 唐津支店	23 武雄支店	
長崎	25 長崎支店	28 大村支店	31 北松支店
	26 長崎県庁支店	29 島原支店	32 五島支店
	27 諫早支店	30 佐世支店	
熊本	33 熊本支店	38 水俣支店	43 玉名支店
	34 熊本駅前支店	39 人吉支店	44 山鹿支店
	35 熊本県庁支店	40 天草支店	
	36 秋津レクタウン出張所	41 宇土支店	
	37 八代支店	42 菊池支店	
大分	45 大分支店	50 別府支店	55 竹田支店
	46 大分県庁支店	51 臼杵支店	56 国東支店
	47 鶴崎支店	52 日田支店	57 玖珠支店
	48 中津支店	53 三重支店	
	49 佐伯支店	54 宇高支店	
宮崎	58 宮崎支店	62 日南支店	66 日向支店
	59 宮崎県庁支店	63 都城支店	67 西都支店
	60 宮崎市役所出張所	64 小林支店	68 高千穂支店
	61 延岡支店	65 高鍋支店	
鹿児島	69 鹿児島支店	74 川内支店	79 志布志支店
	70 鹿児島南支店	75 加世田支店	80 大口支店
	71 鹿児島県庁支店	76 出水支店	81 徳之島支店
	72 大島支店	77 霧島支店	
	73 鹿屋支店	78 種子島支店	



インターネット九州支店
●福岡市中央区大手門3-3-3

福岡
FUKUOKA

17店舗

福岡県本部
福岡市中央区大手門3-3-3
☎(092) 714-7143

1 本店営業部

福岡市中央区大手門3-3-3
TEL (092) 714-7031

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

2 天神支店

福岡市中央区渡辺通3-6-11 (福岡フコク生命ビル1F)
TEL (092) 713-1191

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

3 ローンセンター天神(天神北出張所)

福岡市中央区天神4-1-1
TEL (092) 724-4343

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

4 博多支店

福岡市博多区博多駅前3-10-5
TEL (092) 441-2127

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

5 福岡県庁前支店

福岡市博多区千代4-29-50
TEL (092) 631-3211

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

6 筑紫支店

筑紫野市二日市北3-1-18
TEL (092) 921-1122

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

7 古賀支店

古賀市千鳥1-4-24
TEL (092) 944-1011

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

8 行橋支店

行橋市西宮町2-1-38
TEL (0930) 22-0567

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

9 北九州東支店

北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号AIMビル2F
TEL (093) 531-8520

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

10 北九州西支店



北九州市八幡東区東田2-5-1
TEL (093) 662-6011

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

11 直方支店



直方市知古1-3-3
TEL (0949) 24-1717

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

12 飯塚支店



飯塚市西町2-65
TEL (0948) 22-1500

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

13 田川支店



田川市寿町3-1
TEL (0947) 44-4100

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

14 久留米支店



久留米市城南町8-28
TEL (0942) 33-7405

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

15 八女支店



八女市蒲原1055-1
TEL (0943) 23-1055

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

16 柳川支店



柳川市三橋町下百町6-4
TEL (0944) 73-5511

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

17 大牟田支店



大牟田市有明町2-2-25
TEL (0944) 53-4414

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

佐賀
SAGA

7店舗

佐賀県本部
佐賀市駅前中央3-13-8
☎ (0952) 32-1234

18 佐賀支店



佐賀市駅前中央3-13-8
TEL (0952) 32-1231

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

19 鳥栖支店



鳥栖市元町川原1328-1
TEL (0942) 83-3211

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

20 唐津支店



唐津市大名小路2-38
TEL (0955) 74-4131

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

21 伊万里支店



伊万里市新天町640-1
TEL (0955) 22-6111

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

22 鹿島支店



鹿島市大字納富分1728-9
TEL (0954) 63-5251

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

23 武雄支店



武雄市武雄町大字昭和296
TEL (0954) 23-1511

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

24 小城多久支店



小城市小城町畑田81-5
TEL (0952) 72-3131

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

長崎
NAGASAKI

8店舗

長崎県本部
長崎市川口町4-17
☎ (095) 840-0012

25 長崎支店



長崎市川口町4-17
TEL (095) 840-0039

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

26 長崎県庁支店



長崎市尾上町3-1 (県庁内)
TEL (095) 821-3146

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~21:00
日曜・祝日 9:00~21:00

(ATMは県庁内ATMコーナーに設置)

27 諫早支店



諫早市城見町24-21
TEL (0957) 22-2288

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

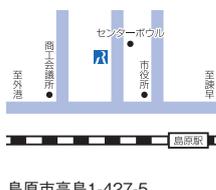
28 大村支店



大村市東本町100
TEL (0957) 53-2300

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

29 島原支店



島原市高島1-427-5
TEL (0957) 62-2248

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

30 佐世保支店



佐世保市三浦町20-15
TEL (0956) 23-7266

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

31 北松支店



佐世保市江迎町長坂181-1
TEL (0956) 66-2105

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

32 五島支店



五島市中央町7-13
TEL (0959) 74-3117

ATM
平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

営業のご案内

熊本
KUMAMOTO

12店舗

熊本県本部
熊本市中央区出水1-1-13
☎ (096) 366-7111

33 熊本支店



熊本市中央区出水1-1-13
TEL (096) 366-7117

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

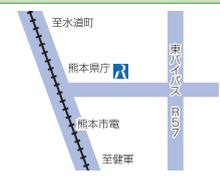
34 熊本駅前支店



熊本市西区春日2-3-30
TEL (096) 322-2440

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

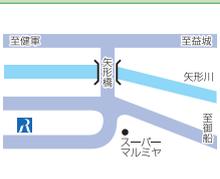
35 熊本県庁支店



熊本市中央区水前寺6-18-1 (県庁内)
TEL (096) 381-7766

ATM 平日 8:45~18:00
(ATMは県庁内ATMコーナーに設置)

36 秋津レークタウン出張所



熊本市東区秋津町秋田3442-51
TEL (096) 367-7001

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

37 八代支店



八代市大手町1-5-26
TEL (0965) 35-5111

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

38 水俣支店



水俣市大黒町1-1-16
TEL (0966) 63-3191

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

39 人吉支店



人吉市中青井町316-6
TEL (0966) 23-2277

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

40 天草支店



天草市金釜新町3571
TEL (0969) 23-1177

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

41 宇土支店



宇土市北段原町29
TEL (0969) 22-0680

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

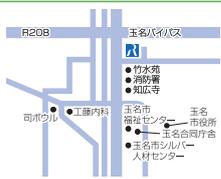
42 菊池支店



菊池市隈町867-3
TEL (0968) 25-3188

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

43 玉名支店



玉名市玉名2042-8
TEL (0968) 73-6191

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

44 山鹿支店



山鹿市鹿校通3-2-59
TEL (0968) 44-5533

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

大分
OITA

13店舗

大分県本部
大分市寿町1-3
☎ (097) 536-2840

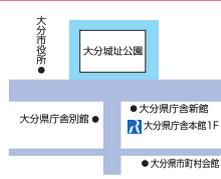
45 大分支店



大分市寿町1-3
TEL (097) 536-2211

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

46 大分県庁支店



大分市大手町3-1-1 (県庁内)
TEL (097) 538-7011

ATM 平日 8:45~18:00

47 鶴崎支店



大分市中鶴崎2-3-18
TEL (097) 521-8101

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

48 中津支店



中津市中央町1-4-32
TEL (0979) 22-1925

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

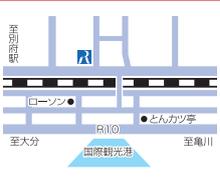
49 佐伯支店



佐伯市来島町6-5
TEL (0972) 22-2561

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

50 別府支店



別府市石垣東6-8-32
TEL (0977) 22-5331

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

51 臼杵支店



臼杵市大字臼杵字祇園洲2-8
TEL (0972) 63-4161

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

52 日田支店



日田市田島2-1-27
TEL (0973) 22-6285

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

53 三重支店



豊後大野市三重町市場639-3
TEL (0974) 22-0880

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

54 宇高支店



宇佐市大字上田1046-4
TEL (0978) 32-6700

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

55 竹田支店



竹田市大字々々2328-1
TEL (0974) 63-1411

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

56 国東支店



至国見町
至大分空港
至武蔵町

国東市国東町小原1910-3
TEL (0978) 72-3311

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

57 玖珠支店



至大分
至日田
至那高深

玖珠郡玖珠町大字帆足412
TEL (0973) 72-1155

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

宮崎
MIYAZAKI

11店舗

宮崎県本部
宮崎市別府町3-9
☎ (0985) 26-9206

58 宮崎支店



宮崎市別府町3-9
TEL (0985) 26-9200

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

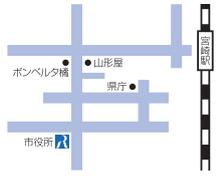
59 宮崎県庁支店



宮崎市橋通東2-10-1 (県庁内)
TEL (0985) 29-4141

ATM	平	日	8:45~18:00
-----	---	---	------------

60 宮崎市役所出張所



宮崎市橋通西1-1-1 (市役所内)
TEL (0985) 26-3906

ATM	平	日	8:30~17:00
-----	---	---	------------

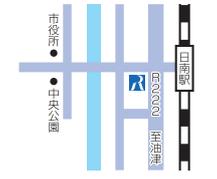
61 延岡支店



延岡市大貫町2-3035-3
TEL (0982) 35-6655

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

62 日南支店



日南市中央通1-6-12
TEL (0987) 23-3191

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

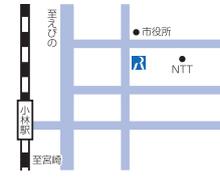
63 都城支店



都城市平江町4街区19号
TEL (0986) 23-2737

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

64 小林支店



小林市細野238-3
TEL (0984) 23-1000

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

65 高鍋支店



児湯郡高鍋町大字高鍋町808
TEL (0983) 23-0740

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

66 日向支店



日向市中町3-16
TEL (0982) 52-6131

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

67 西都支店



西都市聖陵町2-9-1
TEL (0983) 43-1212

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

68 高千穂支店



西臼杵郡高千穂町大字三田井802-1
TEL (0982) 72-6111

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

鹿児島
KAGOSHIMA

13店舗

鹿児島県本部
鹿児島市山之口町5-2
☎ (099) 225-2217

69 鹿児島支店



鹿児島市山之口町5-2
TEL (099) 225-2211

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

70 鹿児島南支店



鹿児島市鴨池新町5-7
TEL (099) 253-5678

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

71 鹿児島県庁支店



鹿児島市鴨池新町10-1 (県庁内)
TEL (099) 250-2345

ATM	平	日	9:00~19:00
-----	---	---	------------

72 大島支店



奄美市名瀬幸町19-1
TEL (0997) 52-2531

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

73 鹿屋支店



鹿屋市共栄町2-3
TEL (0994) 44-6622

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

74 川内支店



薩摩川内市神田町5-20
TEL (0996) 23-3260

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

75 加世田支店



南さつま市加世田本町24-12
TEL (0993) 53-2500

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

76 出水支店



出水市緑町11-5
TEL (0996) 62-1660

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

77 霧島支店



霧島市国分中央5-3-13
TEL (0995) 48-6622

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

78 種子島支店



西之表市天神町3-2
TEL (0997) 22-0832

ATM	平	日	8:00~21:00
	土	曜	9:00~19:00
	日曜・祝日		9:00~19:00

営業のご案内

79 志布志支店

志布志市志布志町安楽190
TEL (099) 472-3671

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

80 大口支店

伊佐市大口里2227
TEL (0995) 22-7111

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

81 徳之島支店

大島郡徳之島町亀津7412
TEL (0997) 83-2551

ATM 平日 8:00~21:00
土曜 9:00~19:00
日曜・祝日 9:00~19:00

ローンセンター

県名	名称	所在地	電話番号	営業時間			定休日
				平日	土曜	日曜	
福岡県	ローンセンター天神	福岡市中央区天神4-1-1	(092) 724-4343	9:00~17:00	—	10:00~17:00	土曜、祝日
	ローンセンター北九州	北九州西支店内	(093) 662-6041	10:00~17:00	—	10:00~17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター久留米	久留米支店2F	(0942) 33-7117				
佐賀県	ローンセンターさが	佐賀支店3F	(0952) 36-5311	10:00~18:00	—	10:00~17:00	水・土曜、祝日
長崎県	ローンセンター長崎	長崎支店2F	(095) 840-0010	10:00~17:00	—	10:00~17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター佐世保	佐世保支店内	(0956) 23-7511				
熊本県	ローンセンター熊本	熊本支店4F	(096) 366-7115	10:00~18:00	10:00~17:00	10:00~17:00	水曜、祝日
大分県	ローンセンターおおい	大分支店3F	(097) 536-6366	10:00~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00	水曜、祝日
宮崎県	ローンセンター宮崎	宮崎支店内	(0985) 26-9207	10:00~17:00	—	10:00~17:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター延岡 ^(※)	延岡支店内	(0982) 35-6657	10:00~17:00	—	10:00~16:00	水・土曜、祝日
	ローンセンター都城 ^(※)	都城支店2F	(0986) 23-2257				
鹿児島県	ローンセンター鹿児島	鹿児島支店2F	(099) 239-1320	10:00~19:00	—	10:00~17:00	水・土曜、祝日

※2020年8月1日より、「ローンセンター延岡」および「ローンセンター都城」は、ローンセンターとしての名称を廃止した上で、併設店の融資部門として営業いたします。営業時間は平日のみの9:00~15:00です。

相談センター

豊前相談センター

豊前市大字八屋2575-71
TEL (0979) 82-1080

窓口 平日 10:00~15:00

有田相談センター

西松浦郡有田町岩谷川内2-7-3
TEL (0955) 42-6161

窓口 平日 10:00~16:00

川棚相談センター

東彼杵郡川棚町中組郷1504-1
TEL (0956) 82-4249

窓口 平日 10:00~15:00

荒尾相談センター

荒尾市西原町1-3-5
TEL (0968) 64-2222

窓口 平日 10:00~16:00

津久見相談センター

津久見市高州町21番13号 1階
TEL (0972) 82-3195

窓口 平日 10:00~15:00

指宿相談センター

指宿市十二町537-1
TEL (0993) 24-2111

窓口 祝日を除く 11:00~15:00
月・水・金曜

[店舗外] 自動機 (CD・ATM) のご案内

- (注) 1. (企業内)・(企・共)の記載があるものは、企業内設置の自動機であるため、一般の方はご利用いただけません。
 2. (共同)・(企・共)および「ふれ愛ネット」の記載があるものは、他金融機関との提携自動機です。
 ①【お支払い】【残高照会】のみご利用いただけます(一部【ご入金】が可能な自動機もあります)。
 ②平日・土曜日の有料時間帯および日曜・祝日を除き無料でご利用いただけます。
 ③有料時間帯は、各金融機関によって異なりますので、詳しくは各自動機コーナーの手数料掲示にてご確認ください。
 3. 商業施設内に設置されている自動機は、商業施設の営業時間内のみご利用いただけます。
 4. 2020年6月末現在の自動機情報を記載しています。

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
▼ 福岡県						
福岡市	JR博多駅		7:00~22:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	JR博多駅筑紫口		7:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	西鉄福岡駅		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	福岡県庁		8:45~18:00			
北九州市	JR門司駅		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	安川電機八幡事業所	企・共	8:00~19:00			
	イオン畑ショッピングセンター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
大牟田市	サンリブ若松店		9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	ゆめタウン大牟田		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
久留米市	久留米市役所	共同	9:00~18:00			
	直方市役所	共同	9:00~17:00			
直方市	直方市役所	共同	9:00~17:00			
	直方市役所	共同	9:00~17:00			
飯塚市	飯塚市穂波支所出張所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~17:00
	飯塚病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
田川市	田川市役所		9:00~19:00			
	田川市役所	共同	9:00~19:00			
	田川市立病院	共同	9:00~18:00	9:00~18:00		
柳川市	柳川市役所	共同	9:00~18:00			
朝倉市	朝倉市役所	共同	9:00~18:00			
八女市	八女市役所	共同	9:00~18:00			
	筑後市役所		8:45~19:00	9:00~17:00		
筑後市	筑後市立病院	共同	9:00~18:00	9:00~17:00		
	大川市役所		8:45~19:00	9:00~17:00		
行橋市	行橋市役所	共同	9:00~17:00			
	安川電機行橋事業所	企・共	8:00~18:00			
豊前市	豊前市役所	共同	9:00~17:00			
	豊前相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
中間市	中間市役所	共同	9:00~17:00			
小郡市	小郡市役所	共同	9:00~18:00	9:00~17:00		
春日市	春日市役所	共同	9:00~17:00			
大野城市	大野城市役所	共同	8:45~18:00			
古賀市	古賀市役所	共同	9:00~18:00			
糸島市	糸島市役所	共同	9:00~17:00			
志免町	志免町役場	共同	8:45~18:00			
みやま市	みやま市役所		9:00~18:00	9:00~17:00		
苅田町	苅田町役場	共同	9:00~18:00			
	ドラッグコスモス与本店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 佐賀県						
佐賀市	佐賀市役所		8:00~19:00		9:00~17:00	
	コープさが新栄店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	佐賀県庁出張所		9:00~18:00			
	明林堂南佐賀店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鳥栖市	鳥栖市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
唐津市	唐津市役所		8:45~19:00			
多久市	多久市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
伊万里市	伊万里市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
武雄市	武雄市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鹿島市	鹿島市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
吉野ヶ里町	スーパーモリナガ吉野ヶ里店		7:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
有田町	有田相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
〈ふれ愛ネット〉						
佐賀東信用組合						
	本店営業部		8:45~18:00			
	神埼支店		8:45~18:00			
	小城支店		8:45~18:00			
	諸富支店		8:45~17:00			
	鳥栖支店		8:45~17:00			
佐賀県農業協同組合						
	基山町役場内		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 長崎県						
長崎市	長崎市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
	NTT出島		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ゆめタウン夢彩都		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	アミュプラザ長崎		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	みらい長崎コワーーク		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	滑石ショッピングセンター		8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	長崎県庁		8:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	ラブラブレイス愛宕		8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
佐世保市	イオン大塔ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン佐世保ショッピングセンター		8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ラブラブレイス佐世保		8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	NTT西日本 佐世保相生ビル		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
諫早市	諫早市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
大村市	大村市役所		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
平戸市	平戸市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
雲仙市	雲仙市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
松浦市	松浦市役所		8:00~20:00	9:00~19:00		
壱岐市	壱岐振興局		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
対馬市	対馬市厳原支所出張所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
長与町	長与町役場		8:00~20:00	9:00~19:00		
川棚町	川棚相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
佐々町	佐々町役場		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新上五島町	上五島		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

営業のご案内

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
▼ 熊本県						
熊本市	ゆめタウンサンピアン		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ゆめタウンはません		9:30~21:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	日赤病院	共同	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	九州電力熊本支店九電ビル1F	企・共	9:00~18:00			
	熊本市役所地下1階		9:00~18:00			
	鶴屋百貨店		10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	サクラマチクマモト		8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
	NTT桜町ビル1階		8:30~18:00			
	ゆめマート清水	共同	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	ゆめマート城山	共同	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	ホームセンターダイキ本山店1階	共同	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	熊本県庁本館共同CDコーナー		8:45~18:00			
	ショッピングプラザウェッキー内	共同	9:30~19:00	9:30~17:00	9:30~17:00	9:30~17:00
八代市	鏡支所駐車場	共同	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
人吉市	人吉市役所 ※	共同	9:00~18:00			
荒尾市	あらおシティモール		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	荒尾相談センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
山鹿市	山鹿市役所		8:45~19:00			
天草市	天草市牛深支所出張所		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
菊池市	菊池市役所駐車場	共同	9:00~18:00	9:00~17:00		
宇土市	宇土シティ		10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
宇城市	ゆめマート松橋		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿蘇市	熊本県阿蘇地域振興局		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
御船町	熊本県上益城地域振興局		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
芦北町	芦北町役場		8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
あさぎり町	サンロード免田店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
錦町	イスマ錦町店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

「※」表示がある自動機につきましては、「平成28年熊本大地震」の影響により稼働を休止しております。

▼ 大分県						
大分市	明野センターアクロス		9:00~20:00	9:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	ジャレココンピュータ大分共同出張所	企・共	10:00~18:00			
	大分県庁舎		9:00~17:00			
	大分市役所		8:30~18:00			
	トキハインダストリー南大分		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン高城ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	労働福祉会館ソレイユ		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トキハ会館		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トライアルわさだ店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大分県立病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	大分協和病院		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	JR大分駅		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トキハわさだタウン		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
別府市	別府市役所		8:30~18:00			
中津市	イオンモール三光ショッピングセンター		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	東陶機器中津工場		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	中津市役所	共同	9:00~18:00			
日田市	日田市役所		8:30~18:00			
	日田市役所	共同	9:00~18:00			
佐伯市	佐伯市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	トキハインダストリー佐伯店	共同	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
臼杵市	臼杵市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
津久見市	津久見市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	津久見市社会福祉協議会		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
竹田市	竹田市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
豊後高田市	豊後高田市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
杵築市	サンリブ杵築店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇佐市	宇佐市役所	共同	9:00~18:00			

所在地	設置場所	(区分)	平日	土曜	日曜	祝日
国東市	国東市役所	共同	9:00~17:00			
	国東市民病院出張所	共同	9:00~17:00			
は布市	イオン扶間ショッピングセンター	共同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日出町	BiVi日出		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 宮崎県						
宮崎市	ボンベルタ橋		10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	宮交シティ		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	NTT宮崎	企業内	8:30~18:30			
	イオンモール宮崎ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	タイヨ一花山手店	共同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	宮崎県庁	共同	9:00~18:00			
	まなび野	共同	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	コープみやざき佐土原店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	清武出張所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
都城市	コープ都北		9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	都城市役所		9:00~19:00			
延岡市	マックスバリュ岡富店		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	延岡市役所		9:00~17:15			
	平原出張所		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン延岡ショッピングセンター		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日向市	イオン日向店		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小林市	小林市役所	共同	9:00~18:00			
串間市	串間市役所		9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
えびの市	えびの市役所		8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
三股町	サンキュー広原店		9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

▼ 鹿児島県						
鹿児島市	鹿児島市役所本庁		9:00~18:00			
	NTT鹿児島	企業内	9:00~18:30			
	鹿児島市役所谷山支所		8:30~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
薩摩川内市	薩摩川内市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鹿屋市	鹿屋市役所		8:00~19:00			
	ニシムタ鹿屋店		10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
枕崎市	枕崎市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
いちき串木野市	いちき串木野市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿久根市	阿久根市役所		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
奄美市	奄美市役所		8:00~20:00	8:00~17:00	8:00~17:00	8:00~17:00
出水市	出水総合医療センター		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
伊佐市	伊佐市役所大口庁舎		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
指宿市	指宿市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	スーパーセンターニシムタ指宿店		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
南さつま市	南さつま市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
霧島市	霧島市役所単人総合支所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西之表市	西之表市役所		8:00~19:00			
垂水市	垂水市役所		9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
日置市	グランド伊集院店		9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
姶良市	姶良市役所加治木総合支所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	姶良市役所		8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

(2020年6月末現在)



資料編 CONTENTS

●資料編（単体情報）

決算の状況	46
主な経営指標	52
預金に関する指標	52
貸出金に関する指標	53
有価証券に関する指標	54
公共債窓口販売実績等	56
自己資本の充実の状況	57
リスク管理債権の状況	66

●資料編（連結情報）

連結情報	70
自己資本の充実の状況	76
連結によるリスク管理債権の状況	83
連結セグメント情報	83
●九州ろうきんの概況	84
●全国ろうきんの概況	85
●索引	86

重要な会計方針および注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法による方法により行っております。なお、残存価額については零としております。

7. 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及びび要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績と平均残存期間から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は2019年4月1日に職員（嘱託等職員および臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益252,412千円を、特別利益に計上しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の事業年度末未支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによる方法であります。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式による方法であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,512,587千円
有形固定資産の圧縮記帳額	430,770千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

125,262千円

18. 子会社の株式総額

120,000千円

19. 子会社に対する金銭債権総額

25,890千円

20. 子会社に対する金銭債務総額

321,323千円

21. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は608,971千円、延滞債権額は5,720,003千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

22. 3か月以上延滞債権額

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は404,738千円です。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

23. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,733,713千円です。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

25. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	231,232,220千円
担保資産に対応する債務	

別段預金 7,093千円

借入金 231,200,000千円

上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金97,719,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金185,987千円が含まれております。

26. 出資1口当たりの純資産額

11,475円83銭

27. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達には預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本的に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行っており、すべてのデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、リスク管理委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報については総合企画部により検証が行われ、検証結果は資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫のVaRは、「有価証券」については分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日)、その他については分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、2020年3月31日現在の当金庫の市場リスク量(損失予想額の推計値)は、全体で17,530,903千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

⑤資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価の算定方法については、(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	532,690,070	533,748,522	1,058,452
(2) 有価証券 その他有価証券	186,172,207	186,172,207	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,459,826,828 △ 12,356		
	1,459,814,471	1,456,563,596	△ 3,250,875
金融資産計	2,178,676,749	2,176,484,326	△ 2,192,422
(1) 預金積金	1,887,862,911	1,887,983,641	120,730
(2) 借入金	231,200,000	231,200,000	-
金融負債計	2,119,062,911	2,119,183,641	120,730
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.~33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ取引)であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*)	120,000
非上場株式(*)	12,776
労働金庫連合会出資金(*)	13,400,000
合 計	13,532,776

(*) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	345,237,970	147,352,100	40,100,000	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,905,540	17,109,030	70,135,910	88,122,560
貸出金(*)	113,828,401	333,181,687	304,733,682	708,083,057
合 計	460,971,911	497,642,817	414,969,592	796,205,617

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	1,386,557,766	491,027,952	10,277,192	-
借入金	231,200,000	-	-	-
合 計	1,617,757,766	491,027,952	10,277,192	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています(以下、33.まで同様)。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,810	13,093	1,716
	債 券	140,338,745	125,948,053	14,390,691
	国 債	132,627,000	118,326,707	14,300,292
	地方債	1,571,105	1,549,958	21,146
	社 債	6,140,640	6,071,387	69,252
	そ の 他	16,331,628	15,169,693	1,161,934
	小 計	156,685,183	141,130,840	15,554,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	41,235	45,000	△ 3,765
	債 券	4,717,780	4,750,000	△ 32,220
	国 債	-	-	-
	地方債	948,490	950,000	△ 1,510
	社 債	3,769,290	3,800,000	△ 30,710
	そ の 他	24,775,040	28,232,851	△ 3,457,810
	小 計	29,534,055	33,027,851	△ 3,493,796
合 計	186,219,238	174,158,691	12,060,546	

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株 式	196,311	7,463	18,777
債 券	11,266,590	242,156	-
国 債	11,266,590	242,156	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	11,462,901	249,620	18,777

33. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、226,582,130千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は107,647,031千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総口座についての未実行残高は上記の金額のうち118,935,099千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,718千円
退職給付引当金	1,293,315
固定資産減価償却額	395,242
有価証券評価損	689
賞与引当金	143,284
その他有価証券評価差額金	943,324
その他	504,024
繰延税金資産小計	3,283,599
評価性引当額	△ 188,070
繰延税金資産合計	3,095,529
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,199,672
その他	6,496
繰延税金負債合計	4,206,169
繰延税金負債の純額	1,110,639千円

36. 会計上の見積りの変更

当金庫は2019年10月29日開催の理事会において、本店ビル建替に関する決議をいたしました。これにより、本店ビル建替に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、旧本店ビルおよびホール棟の解体開始までに減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ225,706千円減少しております。

以 上

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度	2019年度
経 常 収 益	26,262	26,452
資 金 運 用 収 益	23,868	23,963
貸 出 金 利 息	18,681	19,114
預 け 金 利 息	1,723	1,542
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,562	2,690
金 利 ス ヴ ッ プ 受 入 利 息	—	—
そ の 他 の 受 入 利 息	900	615
役 務 取 引 等 収 益	1,021	1,243
受 入 為 替 手 数 料	320	327
そ の 他 の 役 務 収 益	701	916
そ の 他 業 務 収 益	1,018	1,178
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	161	242
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	857	936
そ の 他 経 常 収 益	353	66
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2	5
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	23	7
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	327	53
経 常 費 用	23,669	23,927
資 金 調 達 費 用	703	443
預 金 利 息	466	442
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	0	0
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	—	—
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	—	—
金 利 ス ヴ ッ プ 支 払 利 息	235	—
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	4,346	4,577
支 払 為 替 手 数 料	1,320	1,369
そ の 他 の 役 務 費 用	3,025	3,207
そ の 他 業 務 費 用	157	736
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	153	725
国 債 等 債 券 償 却 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	4	10
経 常 費 用	18,228	18,077
人 件 費	9,689	9,654
物 件 費	8,385	8,256
税 金	154	166
そ の 他 経 常 費 用	232	93
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	18
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
退 職 手 当 金	124	1
そ の 他 の 経 常 費 用	108	72
経 常 利 益	2,593	2,524
特 別 利 益	11	252
固 定 資 産 処 分 益	11	—
真 の の れ ん 発 生 益	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	252
特 別 損 失	155	153
固 定 資 産 処 分 損	10	24
減 損 損 失	141	84
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	3	43
税 引 前 当 期 純 利 益	2,449	2,623
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	722	633
法 人 税 等 調 整 額	44	174
法 人 税 等 合 計	767	808
当 期 純 利 益	1,682	1,815
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	667	446
当 期 未 処 分 利 益	2,349	2,261

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 3,996千円
子会社との取引による費用総額 211,233千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 200円80銭

4. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額 (千円)
唐 津 支 店	営業店	土地及び事務機器等	77,386
長 崎 県 庁 支 店	営業店	建物及び事務機器等	2,223
五 島 支 店	営業店	建物及び事務機器等	1,879
三 重 支 店	営業店	土地及び事務機器等	1,244
鹿 児 島 県 庁 支 店	営業店	建物及び事務機器等	990
徳 之 島 支 店	営業店	土地及び事務機器等	629
柳 川 支 店	営業店	建物及び事務機器等	609
合 計			84,962

当金庫は、営業用不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共有資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、唐津支店、長崎県庁支店、五島支店、三重支店、鹿児島県庁支店、徳之島支店、柳川支店において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり市場価格等が著しく下落していると認められたことから、当該資産もしくは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識したものであります。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (84,962千円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地78,812千円、建物4,434千円、土地建物以外の資産1,715千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

5. その他特別損失には、店舗移転に伴う臨時的な支出41,777千円を含んでおります。

以上

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度 総会承認日2019年6月25日	2019年度 総会承認日2020年6月25日
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,349	2,261
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	1,903	1,761
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 対 する 配 当 金	361	271
優 先 出 資 対 する 配 当 金	—	—
事 業 の 利 用 分 量 対 する 配 当 金	42	90
特 別 積 立 金	1,500	1,400
内 金 利 変 動 準 備 積 立 金	750	700
内 機 械 化 積 立 金	750	700
繰 越 金 (当 期 未 残 高)	446	499

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2020年5月29日に監事の監査を受けております。

また、同年6月25日の総会において貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2020年5月20日に受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月25日

九州労働金庫
理事長

高橋 和善

純資産の内訳

(単位：百万円)

科目	2018年度	2019年度
純資産	105,018	103,732
出資	9,042	9,039
普通出資金	9,042	9,039
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	84,477	85,889
利益準備金	9,098	9,098
その他利益剰余金	75,378	76,790
特別積立金	73,028	74,528
(特別積立金)	(6,295)	(6,295)
(金利変動準備積立金)	(20,000)	(20,750)
(機械化積立金)	(20,000)	(20,750)
(配当準備積立金)	(1,310)	(1,310)
(経営基盤強化積立金)	(22,119)	(22,119)
(その他の積立金)	(3,304)	(3,304)
当期末処分剰余金	2,349	2,261
処分未済持分	-	-
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	93,519	94,928
その他有価証券評価差額金	11,499	8,804
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計額	11,499	8,804

職員の状況

項目	2018年度末	2019年度末
一般職員	875人	884人
その他の従業員	332人	330人
合計	1,207人	1,214人
平均年齢	43歳10月	43歳3月
平均勤続年数	18年1月	18年5月
平均給与月額	375千円	372千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

出資配当等

(単位：千円、%)

科目	2018年度 総会承認日 2019年6月25日	2019年度 総会承認日 2020年6月25日
出資配当 (配当率)	361,693 (年4%の割合)	271,175 (年3%の割合)
利用配当	42,064	90,776
配当負担率	17.18	16.00

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事および監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

●報酬

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

●退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支払基準……役員退職慰労金規程
- 支払額……役員退職慰労金規程
- 支給制限……役員退職慰労金規程
- 支給要件および辞退……役員退職慰労金規程
- 支払事務……役員退職慰労金事務処理要領

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支給総額
対象役員に対する報酬等	232

(注) 1. 対象役員に該当する理事は29名、監事は6名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「報酬」199百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、令和元年度において対象職員等に該当する者はおりません。

以上

大口出資会員

(単位：千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	公益財団法人宮崎霊園事業団	200,000	2.21%
2	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	153,117	1.69%
3	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会	151,260	1.67%
4	日本製鉄八幡労働組合	142,909	1.58%
5	自治労宮崎県本部	138,792	1.54%
6	一般社団法人大分県労働者福祉協議会	120,000	1.33%
7	佐賀市職員労働組合	119,847	1.33%
8	旭化成労働組合	115,000	1.27%
9	一般財団法人福岡県教職員互助会	110,000	1.22%
10	全労済九州統括本部鹿児島推進本部	102,625	1.14%

会員数内訳

(単位：会員、千円、%)

項目	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	6,156	8,848,891	97.85	6,154	8,850,626	97.91
民間労働組合	2,869	3,999,963	44.23	2,835	3,996,101	44.20
民間以外の労働組合及び公務員の団体	861	3,163,954	34.98	852	3,166,114	35.02
消費生活協同組合及び同連合会	81	530,468	5.86	81	560,468	6.20
その他の団体	2,345	1,154,506	12.76	2,386	1,127,943	12.47
個人会員	12,034	193,626	2.14	11,564	188,581	2.08
合計	18,190	9,042,517	100.00	17,718	9,039,207	100.00

◆ 主な経営指標

■ 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	26,841	25,762	25,680	26,262	26,452
経常利益	2,781	1,545	1,932	2,593	2,524
当期純利益	2,035	1,005	1,144	1,682	1,815
純資産額	103,586	101,464	102,713	105,018	103,732
総資産額	1,871,257	1,950,490	2,101,715	2,234,555	2,235,674
預金積金残高	1,750,757	1,754,901	1,793,715	1,842,017	1,887,862
貸出金残高	1,169,293	1,184,011	1,263,477	1,370,676	1,459,826
有価証券残高	179,022	191,334	197,752	192,919	186,304
出資総額	9,061	9,055	9,046	9,042	9,039
出資総口数(口)	9,061,514	9,055,484	9,046,011	9,042,517	9,039,207
出資に対する配当金	362	362	361	361	271
職員数(人)	1,338	1,272	1,239	1,207	1,214
単体自己資本比率(%)	10.25	9.89	9.18	8.47	8.20

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2018年度	2019年度
業務粗利益	20,701	20,628
業務粗利益率	0.96	0.92
業務純益	2,795	2,862
実質業務純益	2,795	2,862
コア業務純益	2,787	3,346
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		3,110
資金運用収支	23,165	23,519
役務取引等収支	△3,324	△3,333
その他業務収支	860	442
資金運用勘定平均残高	2,140,861	2,233,885
資金運用収益(受払利息)	23,868	23,963
資金運用収益増減(△)額	524	94
資金運用利回り	1.11	1.07
資金調達勘定平均残高	2,081,722	2,174,303
資金調達費用(支払利息)	703	443
資金調達費用増減(△)額	△288	△259
資金調達利回り	0.03	0.02
資金調達原価率	0.89	0.83
資金金利	0.22	0.24
総資産経常利益率	0.11	0.11
総資産当期純利益率	0.07	0.07
総資産業務純益率	0.12	0.12
純資産経常利益率	2.47	2.44
純資産当期純利益率	1.60	1.75
純資産業務純益率	2.67	2.76

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

◆ 預金に関する指標

■ 預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度末				2019年度末			
	個人預金	法人			個人預金	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	177	-	-	-	261
普通預金	524,396	2,334	0	59,980	557,482	2,536	0	62,922
貯蓄預金	1,003	-	-	-	993	-	-	-
通知預金	-	-	-	140	-	-	-	140
別段預金	21	132	82	209	30	137	57	171
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	1,130,559	19,007	1,784	102,188	1,141,192	19,157	3,205	99,572
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,655,981	21,473	1,867	162,694	1,699,697	21,831	3,263	163,069

■ 預金種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
流動性預金	583,577	618,830
定期性預金	1,255,110	1,270,690
譲渡性預金	1,133	1,165
その他の預金	-	-
合計	1,839,821	1,890,686

■ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利定期預金	1,252,727	1,262,458
変動金利定期預金	810	669
その他	-	-
合計	1,253,538	1,263,128

■ 預金者別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体	1,616,579	87.76	1,652,565	87.53
民間労働組合	450,811	24.47	455,541	24.12
民間以外の労働組合及び公務員の団体	936,705	50.85	965,035	51.11
消費生活協同組合及び同連合会	9,107	0.49	10,222	0.54
その他の団体	219,954	11.94	221,767	11.74
(うち間接構成員)	(1,494,238)	(81.11)	(1,529,333)	(81.00)
上記団体に所属しない個人会員	5,251	0.28	5,125	0.27
国・地方公共団体及び非営利法人	36,848	2.00	36,607	1.93
一般員外	183,338	9.95	193,564	10.25
合計	1,842,017	100.00	1,887,862	100.00

(注) 1. 預金残高には譲渡性預金は含んでいません。
2. 当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

■ 財形貯蓄残高 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	279,091	15.15	279,193	14.78
財形年金	108,859	5.90	105,879	5.60
財形住宅	21,419	1.16	19,839	1.05
合計	409,370	22.22	404,913	21.44

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を除く残高から算出したものです。

◆ 貸出金に関する指標

■ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度	2019年度
手形貸付	16,444	16,208
証書貸付	1,237,934	1,342,395
当座貸越	55,703	56,874
割引手形	-	-
合計	1,310,083	1,415,478

■ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
不動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
(小計)	(-)	(-)
保証用	318	236
信	-	-
合計	318	236

■ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出金	166,169	155,462
変動金利貸出金	1,204,507	1,304,364
合計	1,370,676	1,459,826

(注) 1. 手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 固定金利選択型については、「変動金利貸出金」に含んでいます。

■ 預貸率

(単位: %)

項目	2018年度	2019年度
期末値	74.36	77.27
期中平均値	71.20	74.86

■ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	4,443	4,218
有価証券	-	-
不動産	5	-
不動産	13,544	12,212
その他	7	4
(小計)	(18,000)	(16,436)
保証	1,302,929	1,396,303
信用	49,746	47,087
合計	1,370,676	1,459,826

■ 貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	-	-	-	-
生活資金	214,454	15.64	220,804	15.12
カド口ン	41,937	3.05	43,947	3.01
教育口ン	30,661	2.23	33,700	2.30
その他	141,856	10.34	143,157	9.80
福利共済資金	35,440	2.58	33,480	2.29
設備資金	14,773	1.07	14,065	0.96
生協資金	45	0.00	41	0.00
設備資金	50	0.00	40	0.00
住宅資金	1,105,912	80.68	1,191,394	81.61
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	1,370,676	100.00	1,459,826	100.00

■貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	454,834	33.18	485,636	33.26
民間以外の労働組合及び公務員の団体	250,253	18.25	251,058	17.19
消費生活協同組合及び同連合会	179,131	13.06	219,342	15.02
その他の団体	427,316	31.17	446,951	30.61
〈間接構成員〉	《1,311,266》	《95.66》	《1,402,750》	《96.09》
個人会員	115	0.00	87	0.00
会員等計	1,311,650	95.69	1,403,076	96.11
預金積金担保貸出	267	0.01	252	0.01
その他	58,758	4.28 (100.00)	56,498	3.87 (100.00)
業種別内訳	製造業	—	—	—
	農業、林業	—	—	—
	漁業	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
	建設業	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
	情報通信業	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	—	—	—
	医療、福祉	—	—	—
	サービス業	—	—	—
国・地方公共団体	49,740	(84.65)	47,082	(83.33)
個人	8,718	(14.83)	9,108	(16.12)
その他	299	(0.50)	307	(0.54)
会員外計	59,025	4.30	56,750	3.88
合計	1,370,676	100.00	1,459,826	100.00

■常勤従業員一人当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項目	2018年度	2019年度
預金残高	1,425	1,461
貸出金残高	1,014	1,093

（注）1. 従業員数は期中平均人員を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

■1店舗当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項目	2018年度	2019年度
預金残高	22,436	23,057
貸出金残高	15,976	17,261

（注）1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

◆有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位：百万円）

項目		合計	期間の定めなし				
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2018年度末	140,925	—	—	12,526	36,236	92,162
	2019年度末	132,627	—	—	7,210	47,482	77,934
地方債	2018年度末	2,380	—	200	1,415	764	—
	2019年度末	2,519	—	350	1,411	756	—
短期社債	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2018年度末	10,102	—	—	—	—	10,102
	2019年度末	9,909	—	—	—	—	9,909
貸付信託	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2018年度末	38,792	8,457	1,031	10,883	18,125	294
	2019年度末	38,145	8,843	1,057	8,487	19,479	278
株式	2018年度末	212	212	—	—	—	—
	2019年度末	188	188	—	—	—	—
外国証券	2018年度末	505	—	—	505	—	—
	2019年度末	2,914	—	497	—	2,416	—
その他の証券	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2018年度末	192,919	8,669	1,231	25,331	55,126	102,560
	2019年度末	186,304	9,031	1,905	17,109	70,135	88,122

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	128,391	71.64	120,781	68.66
地方債	2,275	1.26	2,426	1.37
短期社債	—	—	—	—
社債	9,868	5.50	9,869	5.61
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	37,999	21.20	40,926	23.26
株式	163	0.09	254	0.14
外国証券	500	0.27	1,642	0.93
その他の証券	—	—	—	—
合計	179,199	100.00	175,901	100.00

(注) 社債には政府保証債、事業債が含まれます。

有価証券の時価情報

ろきんでは、預金の形で預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実

施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定（実現）した損益でないものが含まれているをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

該当がありません。

2. 満期保有目的の債券

該当がありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項目	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	14	13	1
	債券	153,209	135,923	17,285	140,338	125,948	14,390
	国債	140,925	123,904	17,021	132,627	118,326	14,300
	地方債	2,180	2,149	30	1,571	1,549	21
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,102	9,869	233	6,140	6,071	69
	その他の	12,854	12,115	739	16,331	15,169	1,161
小計	166,063	148,038	18,024	156,685	141,130	15,554	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	79	90	△10	41	45	△3
	債券	200	200	△0	4,717	4,750	△32
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	200	200	△0	948	950	△1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	3,769	3,800	△30
	その他の	26,523	28,785	△2,261	24,775	28,232	△3,457
小計	26,803	29,075	△2,272	29,534	33,027	△3,493	
合計	192,867	177,114	15,752	186,219	174,158	12,060	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、事業債が含まれます。

3. その他には、投資信託、外国証券、有価証券と同様の取り扱いを行う買入金銭債権が含まれます。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	120	120
関連法人等株式	—	—
非上場株式	12	12
合計	132	132

■ 預証率

(単位：%)

項目	2018年度	2019年度
期末値	10.46	9.86
期中平均値	9.74	9.30

■ 金銭の信託の時価情報

該当がありません。

■ 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

① 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用する場合があります。

② 「取り組みの状況」

具体的には、固定金利選択型住宅ローンで低利な融資をご提供する際に、将来の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施します。

なお、当金庫では全てのデリバティブ取引に対し、ヘッジ会計を適用します。

③ 「リスク管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取り扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行い、運用状況については、理事会などに報告します。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

1. 金利関連取引

該当する取引の取り扱いはありません。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取り扱いはありません。

用語の解説

◆ 「デリバティブ取引」とは

債券や株式等、従来の金融商品から派生した新しいタイプの取引で、「金融派生商品取引」とも呼ばれます。金融自由化により、国内外の金融市場で急速に拡大している金融取引の一つです。

「デリバティブ取引」は、主に次の3種類に分けられます。

(1) 先物取引 (2) スワップ取引 (3) オプション取引

◆ 「先物取引」とは

原資産（債券や株式等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

◆ 「スワップ取引」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

◆ 「オプション取引」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨等の特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

◆ 「クレジット・デリバティブ」とは

対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償を受ける権利を売る「プロテクション売却」があります。

◆ 公共債窓口販売実績等

■ 公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
国債	2,587,840	3,058,050
地方債	-	-

(注) 個人および団体を含んでいます。

■ 投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
投資信託	639,652	764,160

(注) 1. 定時定額買付取引を含んでいます。
2. 販売実績は受渡金額を記載しています。

■ 内国為替取扱実績

(単位：件)

項目	区分	2018年度	2019年度
送金・振込	各地へ向けた分	417,268	433,454
	各地より受けた分	3,296,638	3,371,906
代金取立	各地へ向けた分	97	89
	各地より受けた分	704	687
合計	各地へ向けた分	417,365	433,543
	各地より受けた分	3,297,342	3,372,593

◆ 自己資本の充実の状況

■ 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

2018年度末	2019年度末
8.47	8.20

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

用語の解説

◆ 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本
比

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5（注4）}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.20%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	2018 年度末	2019 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	93,115	94,566
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,042	9,039
うち、利益剰余金の額	84,477	85,889
うち、外部流出予定額 (△)	403	361
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	93,118
93,118	94,567	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	146
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	146
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	301	295
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	450
450	441	
自己資本		
自己資本の額	((イ) - (ロ)) (ハ)	92,668
92,668	94,126	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,054,376	1,108,187
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	38,527	38,821
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	1,092,904
1,092,904	1,147,009	
自己資本比率		
自己資本比率	((ハ) / (ニ))	8.47
8.47	8.20	

用語の解説

◆「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

◆「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引き当てになる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰り延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰り延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されるものです。

時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうぎんの取引から生ずることはありません。

◆「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

◆「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「再証券化」とは

証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引のことです。ただし、一定の証券化取引で、証券化の前後で証券化取引に係るリスク特性に変化がないもの等を除きます。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

■自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,039百万円

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

信用リスク	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	1,054,376	42,175	1,108,187	44,327
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	1,038,285	41,531	1,095,296	43,811
ソブリン向け (注4)	0	0	0	0
金融機関向け	123,142	4,925	107,262	4,290
事業法人等向け	4,525	181	4,501	180
中小企業等・個人向け	743,198	29,727	820,423	32,816
抵当権付住宅ローン	114,515	4,580	110,576	4,423
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
延滞債権 (注5)	1,377	55	1,377	55
その他 (注6)	51,526	2,061	51,155	2,046
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	16 (-)	0 (-)	9 (-)	0 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	16,074	642	12,882	515
ルック・スルー方式 (注8)	16,074	642	12,882	515
マンドート方式 (注9)	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%) (注10)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%) (注11)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	38,527	1,541	38,821	1,552
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	1,092,904	43,716	1,147,009	45,880

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなります。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資およびオフ・バランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付となる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付となる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付となる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{算出したエクスポージャーの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となります。

14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫の自己資本比率は8.20%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価し

ています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
国	内	2,244,158	2,248,109	1,428,193	1,518,545	136,123	130,698	-	-	-	-	679,841	598,866	1,012	988
国	外	501	2,705	-	-	500	2,693	-	-	-	-	1	12	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
製 造 業		4,230	4,204	-	-	4,200	4,200	-	-	-	-	30	4	-	-
農 業、林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		500	500	-	-	500	500	-	-	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
情 報 通 信 業		45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45	-	-
運 輸 業、郵 便 業		3,405	3,405	-	-	3,400	3,400	-	-	-	-	5	5	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		19	13	-	-	-	-	-	-	-	-	19	13	-	-
金 融 業、保 険 業		629,124	548,453	-	-	-	-	-	-	-	-	629,124	548,453	-	-
不動産業、物品賃貸業		1,302	1,302	-	-	1,300	1,300	-	-	-	-	2	2	-	-
医 療、福 祉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		120	120	-	-	-	-	-	-	-	-	120	120	-	-
国・地方公共団体		176,845	170,943	49,740	47,082	126,723	123,491	-	-	-	-	381	369	-	-
個 人		1,378,840	1,471,768	1,377,565	1,470,680	-	-	-	-	-	-	1,274	1,087	1,012	988
そ の 他 (注4)		50,225	50,056	886	781	500	500	-	-	-	-	48,838	48,775	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

残存期間別

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
期間の定めのないもの(注5)		281,503	305,388	153,409	153,009	-	-	-	-	-	-	128,093	152,379	1,012	988
1 年 以 下		378,806	268,320	20,514	16,542	200	849	-	-	-	-	358,091	250,928	-	-
1 年 超 3 年 以 下		90,027	90,165	18,735	19,182	1,199	699	-	-	-	-	70,091	70,283	-	-
3 年 超 5 年 以 下		128,134	127,366	37,692	40,610	12,719	7,696	-	-	-	-	77,722	79,059	-	-
5 年 超 7 年 以 下		67,347	81,732	47,097	47,973	300	3,487	-	-	-	-	19,949	30,271	-	-
7 年 超 10 年 以 下		144,713	141,732	90,195	88,226	32,820	42,306	-	-	-	-	21,697	11,199	-	-
10 年 超		1,154,128	1,236,107	1,060,547	1,153,000	89,384	78,350	-	-	-	-	4,196	4,756	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、貸出金のほかに未収利息も含んでいます。

4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。

5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。

6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	2	3	—	2	3
	2019年度	3	1	—	3	1
個別貸倒引当金	2018年度	21	17	—	21	17
	2019年度	17	13	0	17	13
合計	2018年度	23	20	—	23	20
	2019年度	20	15	0	20	15

用語の解説

◆「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—		
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	17	15	15	11	—	0	17	15	15	11	—	—		
その他	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—		
合計	21	17	17	13	—	0	21	17	17	13	—	—		

(注) 1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。
2. 業種区分の「その他」とは、NPO法人への融資残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	259,222	259,222	2,204	251,936	254,140
10%	—	1	1	—	2	2
20%	2,503	615,721	618,225	2,503	534,338	536,841
35%	—	327,190	327,190	—	315,934	315,934
50%	6,909	0	6,910	7,759	0	7,759
75%	—	990,949	990,949	—	1,093,910	1,093,910
100%	—	35,819	35,819	—	36,138	36,138
150%	—	731	731	—	778	778
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	6,620	6,620	—	6,296	6,296
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	9,413	2,236,258	2,245,672	12,467	2,239,336	2,251,803

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫の信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」(16頁)に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、リスク管理委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫ではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
ソブリン向け		—	—	470	471	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
事業法人等向け		501	501	—	—	—	—
中小企業等・個人向け		2,500	2,461	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
その他の		—	—	—	—	—	—
延滞		0	0	—	—	—	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、適格金融資産担保および保証を信用リスク削減手法として用いています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

項目	2018年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額(A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額(B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B)(C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額(D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)(E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連連取引	—	—	—	—	—	—
金関連連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額(F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)(G)	—	—	—	—	—	—

(注) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

該当がありません。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

該当する取引の取り扱いはありません。

なお、派生商品取引の与信限度枠は「デリバティブ取引規則」で定めており、取引先の与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定します。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

■ オリジネーターの場合

該当がありません。

■ 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

項目	2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	80	—	47	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	80	—	47	—
自動車ローン	—	—	—	—

（注）再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度末		2019年度末		2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	80	—	47	—	0	—	0	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

■ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用を多様化することでリスクの分散を図るため、「投資家」として証券化商品の購入を行っています。リスクを限定するために、最初に策定する「資金運用方針」において運用対象の購入計画等を設定し、内容について資金運用委員会で確認するとともに、常務会および理事会への報告を行っています。

証券化取引の状況については、裏付となる資産の状況や時価・適格格付機関の格付等を定期的に取得するなどの方法でリスクの把握に努め、定期的に常務会および理事会に報告しています。

■ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「有価証券等事務取扱要領」、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫グループではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

7 出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	79	79	56	56
非上場株式等	132	132	132	132
その他	20,951	20,951	21,395	21,395
合計	21,164	21,164	21,584	21,584

(注) 1. 「非上場株式等」には、子会社株式およびその他有価証券のうち非上場株式を計上しています。
2. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
売却益	23	7
売却損	-	18
償却	-	-

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	368	282

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、資金運用委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	33,148	32,950
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
VaR	4,710	17,530

IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

2019年度末

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	0	11,012	0	0				
2	下方パラレルシフト	14,752	0		1,216				
3	スティープ化	0	3,760						
4	フラット化	11,025	0						
5	短期金利上昇	1,411	3,103						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	14,752	11,012						
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
				94,126				92,668	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
 3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。
 4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。VaRによるリスク計測の頻度は月次ペースで、IRRBBにおける△EVE・△NIIは四半期ペースで計測しています。この計測結果は、リスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は7.8年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデル（Kijima Model）を用いて、2020年3月末の流動性預金のうち82.0%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
保守的な前提の反映により考慮しています。
 - 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは14,752百万円（前期末比+3,740百万円）となり、市場の変動により増加しています。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEおよび△NIIの計測値は、当金庫における健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

10 オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署である総合企画部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

◆リスク管理債権の状況

■リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2019年度末のリスク管理債権合計は67億33百万円で、貸出金残高1兆4,598億26百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.46%となっています。（単位：百万円）

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が6億8百万円、「延滞債権」が57億20百万円、「3か月以上延滞債権」が4億4百万円となっています。

リスク管理債権合計67億33百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は67億22百万円となっています。また、「貸倒引当金」を11百万円引き当てています。その結果、保全額は67億33百万円となり、リスク管理債権合計の99.99%をカバーしています。

区 分	2018年度末	2019年度末
リスク管理債権合計 (A)	6,641	6,733
破 綻 先 債 権	961	608
延 滞 債 権	5,235	5,720
3 月 以 上 延 滞 債 権	444	404
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
保 全	6,641	6,733
担保・保証等による回収見込み額	6,625	6,722
貸 倒 引 当 金	15	11
保 全 率 (B) / (A)	99.99%	99.99%
貸 出 金 残 高 (C)	1,370,676	1,459,826
リスク管理債権比率 (A) / (C)	0.48%	0.46%

- (注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。
 2. 金額は決算後（償却後）の計数です。

用語の解説

◆「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されないなどの貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

◆「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産、民事再生）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

◆「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

◆「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

◆「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本

の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取り決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2020年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,642	6,734
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,372	2,361
危険債権	3,826	3,968
要管理債権	444	405
保全額 (B)	6,642	6,734
担保・保証等による回収見込み額	6,626	6,723
貸倒引当金	15	11
保全率 (B) / (A)	99.99%	100.00%
正常債権 (C)	1,365,670	1,454,438
合計 (D) = (A) + (C)	1,372,312	1,461,172
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D)	0.48%	0.46%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。
2. 金額は決算後（償却後）の計数です。
3. 単位未満は四捨五入して記載しています。

用語の解説

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

◆「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

◆「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

◆「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくりスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

■資産査定の債務者区分

区分単位	債務者単位
対象債権	債権
定義	労働金庫の資産査定規程
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

■償却・引当基準

区分単位	債務者単位	
対象債権	債権	
定義	処理基準分類	労働金庫の資産査定規程
		債務者区分
破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
	III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
	III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
破綻懸念先	III分類	必要額（合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額）を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
要注意先	要管理債権 II分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
	要管理債権以外(注5) 非分類	
要注意先	要管理先以外の要注意先 II分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
	非分類	
正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
その他	—	引当は行わない。

■債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）

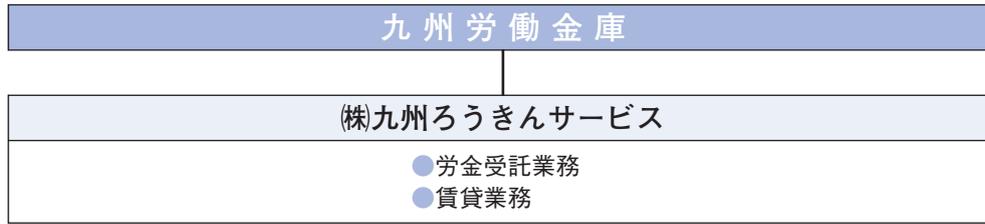
区分単位	債権者単位
対象債権	総与信
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
債権区分	
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	
3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正常債権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

■リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）

区分単位	債権単位
対象債権	貸出金
定義	労働金庫法施行規則第114条
債権区分	
(注4)	
破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生等の申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注4)	
延滞債権	元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注4)	
延滞債権	
3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権を除く）

- (注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
- (注2) 償却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。
- (注3) 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
- (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。
- (注5) 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

■金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成



(注) (株)九州ろうきんサービスは当金庫の100%出資による子会社です。なお、2019年度の売上高は、205百万円となりました。

■金庫の子会社等に関する事項

(2020年3月31日現在)

名称	株九州ろうきんサービス
主たる営業所又は事務所の所在地	福岡市中央区大手門三丁目3番3号
資本金又は出資金	50百万円
事業の内容	・ 労金受託業務 ・ 貸貸業務
設立年月日	1990年2月6日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	—

■金庫及びその子会社等の事業の概況

●純資産

当金庫と株九州ろうきんサービスを連結した結果、連結剰余金は864億6百万円となり、純資産は前期末に比較して12億65百万円減少し、1,042億49百万円（減少率1.19%）となりました。

●預金

株九州ろうきんサービスからの預金の連結に伴う調整消去を加えた結果、前期末に比較して457億75百万円増加し、期末残高は1兆8,886億94百万円（増加率2.48%）となりました。

●貸出金

当金庫から株九州ろうきんサービスへの貸出金はなく、金庫単体と変わらず、前期末に比較して891億49百万円増加し、期末残高は1兆4,598億26百万円（増加率6.50%）となりました。

●損益

経常収益は264億62百万円（増加率0.71%）、経常費用は239億6百万円（増加率1.16%）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、18億36百万円（増加率7.04%）となりました。

■金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	26,852	25,771	25,691	26,273	26,462
経常利益	2,822	1,591	1,981	2,643	2,556
親会社株主に帰属する当期純利益	2,061	1,035	1,176	1,715	1,836
純資産額	103,988	101,896	103,177	105,515	104,249
総資産額	1,871,485	1,950,718	2,101,938	2,234,773	2,235,887
連結自己資本比率	10.29	9.94	9.22	8.52	8.25

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	2018年度末	2019年度末
現金及び預け金	635,159	553,458
コールローン及び買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	80	47
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	192,799	186,184
貸出金	1,370,676	1,459,826
外国為替	—	—
その他の資産	17,070	17,734
有形固定資産	18,068	17,806
建物	6,062	5,739
土地	11,218	11,139
リース資産	0	—
建設仮勘定	0	17
その他の有形固定資産	786	910
無形固定資産	205	201
ソフトウェア	131	127
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	73	73
退職給付に係る資産	413	404
繰延税金資産	2	1
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	318	236
貸倒引当金	△20	△15
資産の部合計	2,234,773	2,235,887

科目 (負債の部)	2018年度末	2019年度末
預金積金	1,841,718	1,887,544
譲渡性預金	1,200	1,150
借入金	271,900	231,200
コールマネー及び売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマージュナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他の負債	5,049	4,381
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	529	535
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	6,289	5,194
役員退職慰労引当金	93	97
睡眠預金払戻損失引当金	227	187
債務保証損失引当金	0	0
損害補償損失引当金	—	—
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	1,932	1,110
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	318	236
負債の部合計	2,129,257	2,131,637
(純資産の部)		
出資金	9,042	9,039
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	84,973	86,406
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	94,016	95,445
その他の有価証券評価差額金	11,499	8,804
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	11,499	8,804
新株予約権	—	—
非支配株主持分	—	—
純資産の部合計	105,515	104,249
負債及び純資産の部合計	2,234,773	2,235,887

重要な会計方針及び注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社の有形固定資産の減価償却については、資産の見積利用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

5. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫グループの外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績と平均残存期間から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てることとしておりますが、当連結会計年度は該当ありません。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から損益処理しております。

「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、労働金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は2019年4月1日に職員（嘱託等職員および臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益252,412千円を、特別利益に計上しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の当連結会計年度末要支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

当金庫グループの金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（株）九州ろうきんサービスの消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっておりますが、税込方式に個別財務諸表を修正しております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,670,814千円
有形固定資産の圧縮記帳額	430,770千円

17. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は608,971千円、延滞債権額は5,720,003千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

18. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は404,738千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

19. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,733,713千円です。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

21. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金	231,232,220千円
担保資産に対応する債務	
別段預金	7,093千円
借用金	231,200,000千円
上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金	
97,719,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。	

また、その他の資産には、保証金160,649千円が含まれております。

22. 出資1口当たりの純資産額

11,533円6銭

23. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

125,262千円

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達には預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本的に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行っており、すべてのデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、リスク管理委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行っております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報については総合企画部により検証が行われ、検証結果は資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは、「有価証券」については分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、その他については分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、2020年3月31日現在の当金庫グループの市場リスク量（損失予想額の推計値）は、全体で17,523,374千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の算定方法については、（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金	553,458,762	554,517,214	1,058,452
(2) 有価証券 その他有価証券	186,172,207	186,172,207	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	1,459,826,828 △ 12,356		
	1,459,814,471	1,456,563,596	△ 3,250,875
金融資産計	2,199,445,442	2,197,253,019	△ 2,192,422
(1) 預金積金	1,887,544,236	1,887,664,966	120,730
(2) 借入金	231,200,000	231,200,000	—
金融負債計	2,118,744,236	2,118,864,966	120,730
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26～29に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*）	12,776
労働金庫連合会出資金（*）	13,400,000
合 計	13,412,776

(*) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	345,237,970	147,352,100	40,100,000	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,905,540	17,109,030	70,135,910	88,122,560
貸出金（*）	113,828,401	333,181,687	304,733,682	708,083,057
合 計	460,971,911	497,642,817	414,969,592	796,205,617

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	1,386,239,091	491,027,952	10,277,192	-
借入金	231,200,000	-	-	-
合 計	1,617,439,091	491,027,952	10,277,192	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています（以下、29.まで同様）。

その他有価証券

	種 類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	14,810	13,093	1,716
	債 券	140,338,745	125,948,053	14,390,691
	国 債	132,627,000	118,326,707	14,300,292
	地方債	1,571,105	1,549,958	21,146
	社 債	6,140,640	6,071,387	69,252
	その 他	16,331,628	15,169,693	1,161,934
連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	小 計	156,685,183	141,130,840	15,554,342
	株 式	41,235	45,000	△ 3,765
	債 券	4,717,780	4,750,000	△ 32,220
	国 債	-	-	-
	地方債	948,490	950,000	△ 1,510
	社 債	3,769,290	3,800,000	△ 30,710
その 他	24,775,040	28,232,851	△ 3,457,810	
小 計	29,534,055	33,027,851	△ 3,493,796	
合 計	186,219,238	174,158,691	12,060,546	

27. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	196,311	7,463	18,777
債 券	11,266,590	242,156	-
国 債	11,266,590	242,156	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	11,462,901	249,620	18,777

29. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

30. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、226,582,130千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は107,647,031千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫グループが実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち118,935,099千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

31. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△ 17,274,317千円
年金資産（時価）	10,615,663
未積立退職給付債務	△ 6,658,653
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	2,001,549
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 132,952
連結貸借対照表計上額の純額	△ 4,790,056
退職給付に係る資産	404,667
退職給付に係る負債	△ 5,194,724

32. 会計上の見積りの変更

当金庫は2019年10月29日開催の理事会において、本店ビル建替に関する決議をいたしました。これにより、本店ビル建替に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、旧本店ビルおよびホール棟の解体開始までに減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ225,706千円減少しております。

以 上

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	26,273	26,462
資金運用収益	23,868	23,963
貸出金利利息	18,681	19,114
預け金利利息	1,723	1,542
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	2,562	2,690
その他の受入利息	900	615
役員取引等収益	1,032	1,253
その他業務収益	1,018	1,178
その他経常収益	353	67
貸倒引当金戻入益	2	5
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	351	61
経常費用	23,629	23,906
資金調達費用	703	443
預金利息	466	442
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	235	—
役員取引等費用	4,346	4,577
その他業務費用	157	736
経常費用	18,189	18,055
その他経常費用	232	93
貸出金償却	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	232	93
経常利益	2,643	2,556
特別利益	11	252
固定資産処分利益	11	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	252
特別損失	155	153
固定資産処分損	10	24
減損損失	141	84
その他の特別損失	3	43
税金等調整前当期純利益	2,499	2,655
法人税、住民税及び事業税	740	643
法人税等調整額	43	175
法人税等合計	784	819
当期純利益	1,715	1,836
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,715	1,836

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 203円8銭

3. 固定資産の重要な減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額 (千円)
唐津支店	営業店	土地及び事務機器等	77,386
長崎県庁支店	営業店	建物及び事務機器等	2,223
五島支店	営業店	建物及び事務機器等	1,879
三重支店	営業店	土地及び事務機器等	1,244
鹿児島県庁支店	営業店	建物及び事務機器等	990
徳之島支店	営業店	土地及び事務機器等	629
柳川支店	営業店	建物及び事務機器等	609
合 計			84,962

当金庫グループは、営業用不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当連結会計年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、唐津支店、長崎県庁支店、五島支店、三重支店、鹿児島県庁支店、徳之島支店、柳川支店において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり市場価格等が著しく下落していると認められたことから、当該資産もしくは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識したものであります。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（84,962千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地78,812千円、建物4,434千円、土地建物以外の資産1,715千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しています。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

4. その他特別損失には、店舗移転に伴う臨時的な支出41,777千円を含んでおります。

以上

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	83,645	84,973
利益剰余金増加高	1,715	1,836
親会社株主に帰属する当期純利益	1,715	1,836
利益剰余金減少高	386	403
配当金	386	403
利益剰余金期末残高	84,973	86,406

◆ 自己資本の充実の状況

■ 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

2018年度末	2019年度末
8.52	8.25

（注）当金庫グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫グループは国内基準を採用しています。

用語の解説

◆ 「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことで、

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものはありません。

（注）その他の用語等の説明については、59頁をご覧ください。

1 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項 目	2018年度末	2019年度末
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	93,612	95,083
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,042	9,039
うち、利益剰余金の額	84,973	86,406
うち、外部流出予定額（△）	403	361
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 93,615	95,084
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	149	146
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	146
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	301	295
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 451	442
自己資本		
自己資本の額	((イ) - (ロ)) / (ハ)	93,164 94,642
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,054,522	1,108,325
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	38,545	38,839
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,093,068	1,147,165
連結自己資本比率		
連結自己資本比率	((ハ) / (ニ))	8.52 8.25

■ 連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）（以下、「自己資本比率告示」といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です。連結子会社の名称および主要な業務の内容は70頁に記載しています。
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

■ 自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,039百万円
普通株式	①発行主体：㈱九州ろうきんサービス
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：－

2 自己資本の充実度に関する事項

■ 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	1,054,522	42,180	1,108,325	44,333
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,038,432	41,537	1,095,434	43,817
ソブリン向け	0	0	0	0
金融機関向け	123,142	4,925	107,262	4,290
事業法人等向け	4,525	181	4,501	180
中小企業等・個人向け	743,198	29,727	820,423	32,816
抵当権付住宅ローン	114,515	4,580	110,576	4,423
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
延滞債権	1,377	55	1,377	55
その他（注）	51,673	2,066	51,293	2,051
証券化エクスポージャー （うち再証券化）	16 （－）	0 （－）	9 （－）	0 （－）
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,074	642	12,882	515
ルック・スルー方式	16,074	642	12,882	515
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク (B)	38,545	1,541	38,839	1,553
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	1,093,068	43,722	1,147,165	45,886

(注) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資およびオフ・バランス取引等です。

■ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

● 現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫グループの自己資本比率は8.25%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

● 将来の自己資本の充実策

当金庫グループでは、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計												延滞エクスポージャー(注3)	
		貸出金等取引(注1)				債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末		
国内		2,244,375	2,248,321	1,428,193	1,518,545	136,123	130,698	-	-	-	-	680,058	599,078	1,012	988
国外		501	2,705	-	-	500	2,693	-	-	-	-	1	12	-	-
合計		2,244,877	2,251,026	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	680,060	599,090	1,012	988

業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計												延滞エクスポージャー(注3)	
		貸出金等取引(注1)				債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末		
製造業		4,230	4,204	-	-	4,200	4,200	-	-	-	-	30	4	-	-
農業、林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		500	500	-	-	500	500	-	-	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
情報通信業		45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45	-	-
運輸業、郵便業		3,405	3,405	-	-	3,400	3,400	-	-	-	-	5	5	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		19	13	-	-	-	-	-	-	-	-	19	13	-	-
金融業、保険業		629,124	548,453	-	-	-	-	-	-	-	-	629,124	548,453	-	-
不動産業、物品賃貸業		1,302	1,302	-	-	1,300	1,300	-	-	-	-	2	2	-	-
医療、福祉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業		360	355	-	-	-	-	-	-	-	-	360	355	-	-
国・地方公共団体		176,845	170,943	49,740	47,082	126,723	123,491	-	-	-	-	381	369	-	-
個人		1,378,840	1,471,768	1,377,565	1,470,680	-	-	-	-	-	-	1,274	1,087	1,012	988
その他(注4)		50,201	50,034	886	781	500	500	-	-	-	-	48,815	48,752	-	-
合計		2,244,877	2,251,026	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	680,060	599,090	1,012	988

残存期間別

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分	合計												延滞エクスポージャー(注3)	
		貸出金等取引(注1)				債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末		
期間の定めのないもの(注5)		281,622	305,508	153,409	153,009	-	-	-	-	-	-	128,212	152,499	1,012	988
1年以下		378,813	268,326	20,514	16,542	200	849	-	-	-	-	358,098	250,933	-	-
1年超3年以下		90,036	90,175	18,735	19,182	1,199	699	-	-	-	-	70,101	70,292	-	-
3年超5年以下		128,142	127,374	37,692	40,610	12,719	7,696	-	-	-	-	77,731	79,067	-	-
5年超7年以下		67,355	81,740	47,097	47,973	300	3,487	-	-	-	-	19,957	30,279	-	-
7年超10年以下		144,723	141,742	90,195	88,226	32,820	42,306	-	-	-	-	21,707	11,209	-	-
10年超		1,154,182	1,236,158	1,060,547	1,153,000	89,384	78,350	-	-	-	-	4,251	4,807	-	-
合計		2,244,877	2,251,026	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	680,060	599,090	1,012	988

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未取利息・仮払金等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことで、貸出金のほかに未取利息も含んでいます。
 4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。
 5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。
 6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	2	3	—	2	3
	2019年度	3	1	—	3	1
個別貸倒引当金	2018年度	21	17	—	21	17
	2019年度	17	13	0	17	13
合計	2018年度	23	20	—	23	20
	2019年度	20	15	0	20	15

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	17	15	15	11	—	0	17	15	15	11	—	—
その他	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
合計	21	17	17	13	—	0	21	17	17	13	—	—

(注) 1. 当金庫グループでは国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。
2. 業種区分の「その他」とは、NPO法人への融資残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	259,222	259,222	2,204	251,936	254,140
10%	—	1	1	—	2	2
20%	2,503	615,721	618,225	2,503	534,338	536,841
35%	—	327,190	327,190	—	315,934	315,934
50%	6,909	0	6,910	7,759	0	7,759
75%	—	990,949	990,949	—	1,093,910	1,093,910
100%	—	36,083	36,083	—	36,399	36,399
150%	—	731	731	—	778	778
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	6,573	6,573	—	6,246	6,246
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	9,413	2,236,475	2,245,889	12,467	2,239,548	2,252,015

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループの信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」(16頁)に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、リスク管理委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫グループではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

4 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
ソブリン向け		3,002	2,962	470	471	—	—
金融機関向け		—	—	470	471	—	—
事業法人等向け		501	501	—	—	—	—
中小企業等・個人向け		2,500	2,461	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
延滞		0	0	—	—	—	—

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループでは、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、適格金融資産担保および保証を信用リスク削減手法として用いています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ 与信相当額等

(単位：百万円)

項目	2018年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額(A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額(B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B)(C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額(D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)(E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額(F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)(G)	—	—	—	—	—	—

(注) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

■ クレジット・デリバティブの想定元本額

該当がありません。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

該当する取引の取り扱いはありません。

なお、派生商品取引の与信限度枠は「デリバティブ取引規則」で定められており、取引先の与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合

該当がありません。

投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

項目	2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	80	—	47	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	80	—	47	—
自動車ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度末		2019年度末		2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	80	—	47	—	0	—	0	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループでは、有価証券の運用を多様化することでリスクの分散を図るため、「投資家」として証券化商品の購入を行っています。リスクを限定するために、最初に策定する「資金運用方針」において運用対象の購入計画等を設定し、内容について資金運用委員会で確認するとともに、常務会および理事会への報告を行っています。

証券化取引の状況については、裏付となる資産の状況や時価・適格格付機関の格付等を定期的に取得するなどの方法でリスクの把握に努め、定期的に常務会および理事会に報告しています。

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化取引に関する会計方針

当金庫グループの「有価証券等事務取扱要領」、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫グループではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

7 出資等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

上場株式等 非上場株式等 その他	2018年度末		2019年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	79	79	56	56
非上場株式等	12	12	12	12
その他	20,951	20,951	21,395	21,395
合計	21,044	21,044	21,464	21,464

(注) 1. 「非上場株式等」には、その他有価証券のうち非上場株式を計上しています。
2. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
売却益	23	7
売却損	-	18
償却	-	-

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	368	282

■連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、資金運用委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	33,148	32,950
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

■金利リスク量

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
VaR	4,706	17,518

■IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

2019年度末

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	11,028			0			
2	下方パラレルシフト	14,725	0			1,216			
3	ステイプ化	0	3,772						
4	フラット化	11,013	0						
5	短期金利上昇	1,413	3,105						
6	短期金利低下	0	0						
7	最大値	14,725	11,028						
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
				94,642				93,164	

(注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。

3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。

4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループは、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVEおよび金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は年次ベースで、IRRBBにおける Δ EVE・ Δ NIIは半期ベースで計測しています。この計測結果は、リスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫グループがこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は7.8年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデル（Kijima Model）を用いて、2020年3月末の流動性預金のうち82.0%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
- (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
保守的な前提の反映により考慮しています。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した Δ EVEおよび Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは14,725百万円（前期末比+3,697百万円）となり、市場の変動により増加しています。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEおよび Δ NIIの計測値は、当金庫グループにおける健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫グループが、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- (1) 金利ショックに関する説明
当金庫グループではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

10 オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署である総合企画部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

◆連結によるリスク管理債権の状況

■リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

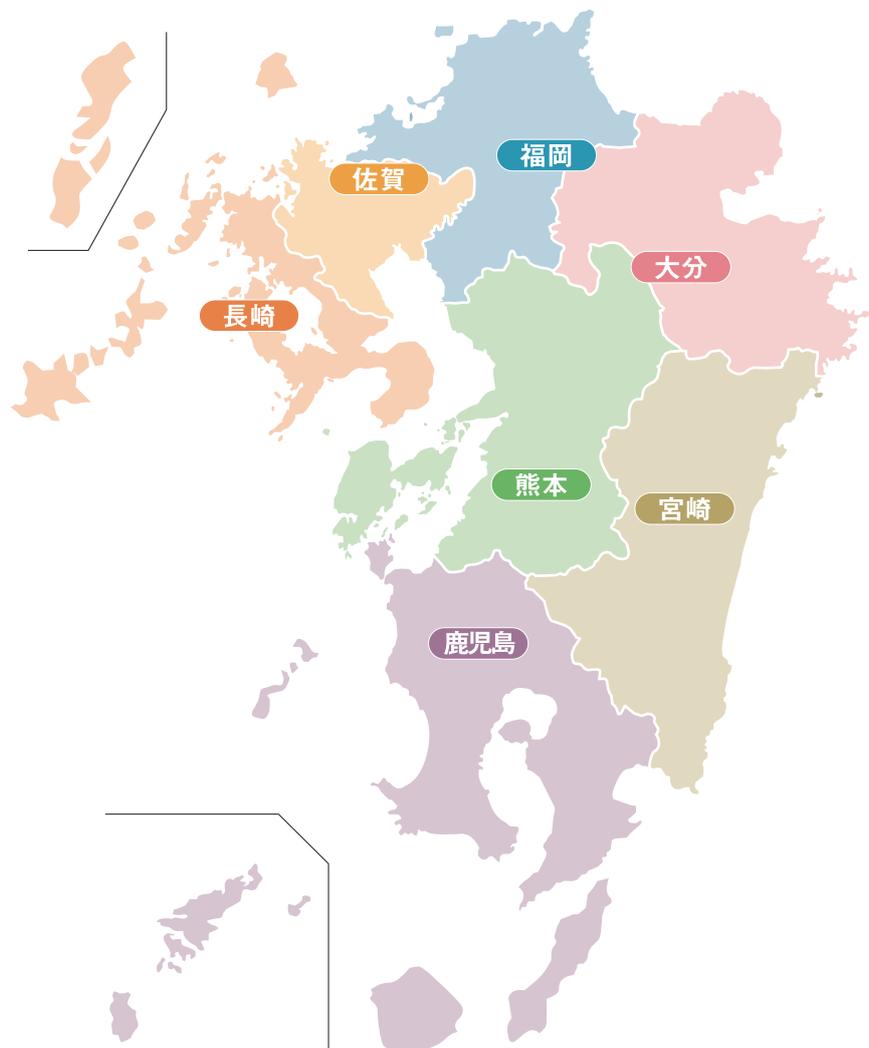
当金庫から㈱九州ろうきんサービスへの貸出金はなく、単体と同一になります。内訳および用語等の説明については、単体の内容をご参照ください。

◆連結セグメント情報

連結の対象となる㈱九州ろうきんサービスは、当金庫の受託業務や不動産賃貸業等の事業を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

資料編 九州ろうきんの概況

みんなで力をあわせて、さらに安心・安全・健全。



福岡	
団体会員数	1,437 会員
間接構成員数	384,771 人
店舗数	18 店舗
預金残高	438,217 百万円
融資残高	365,452 百万円

佐賀	
団体会員数	638 会員
間接構成員数	79,718 人
店舗数	7 店舗
預金残高	171,631 百万円
融資残高	131,603 百万円

長崎	
団体会員数	727 会員
間接構成員数	77,458 人
店舗数	8 店舗
預金残高	185,348 百万円
融資残高	142,868 百万円

熊本	
団体会員数	769 会員
間接構成員数	110,943 人
店舗数	12 店舗
預金残高	262,329 百万円
融資残高	231,367 百万円

大分	
団体会員数	760 会員
間接構成員数	101,037 人
店舗数	13 店舗
預金残高	345,960 百万円
融資残高	275,187 百万円

九州	
団体会員数	6,154 会員
間接構成員数	940,425 人
店舗数	82 店舗
預金残高	1,889,012 百万円
融資残高	1,459,826 百万円

鹿児島	
団体会員数	833 会員
間接構成員数	95,778 人
店舗数	13 店舗
預金残高	220,238 百万円
融資残高	143,101 百万円

宮崎	
団体会員数	990 会員
間接構成員数	90,720 人
店舗数	11 店舗
預金残高	265,285 百万円
融資残高	170,246 百万円

(注)店舗数は出張所・インターネット九州支店を含みます。

2020年3月31日現在

全国ろうきんの概況

全国のろうきんは、全国労働金庫協会と労働金庫連合会を中央機関とし、13金庫614店舗が一大ネットワークを形成しています。

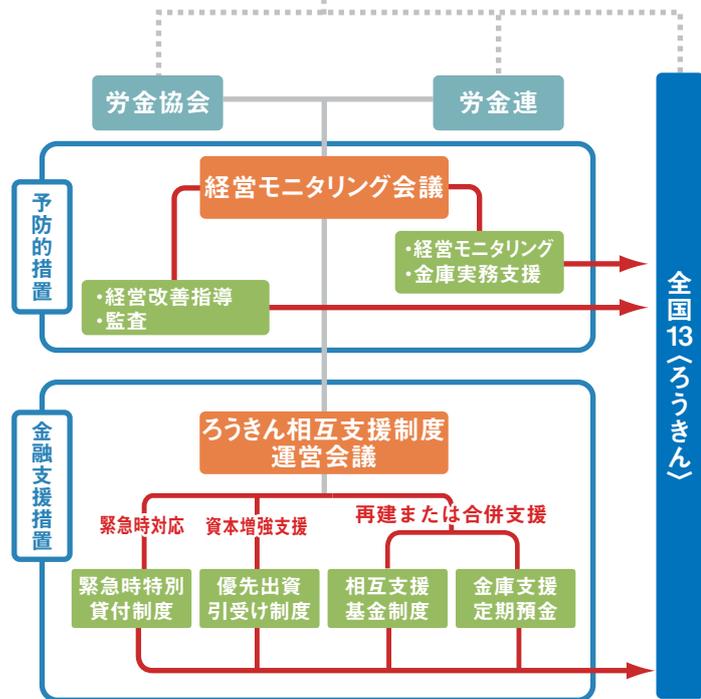
ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会(労金協会)および労働金庫連合会(労金連)による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

ろうきん相互支援制度実施に係る3者覚書



資料編

九州ろうきん・全国ろうきんの概況

全国ろうきんの概要

金庫数	13金庫
店舗数	614店舗
役員数	11,317人
団体会員数	50,796会員
間接構成員数	11,400,656人
預金残高	20兆8,775億円
融資残高	14兆2,011億円

全国ろうきん概況表

(単位:百万円)

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	1,005,983	743,669
東北	2,092,653	1,244,519
中央	6,374,513	4,454,242
新潟県	825,448	384,249
長野県	695,074	379,427
静岡県	1,120,756	856,956
北陸	767,516	434,976
東海	1,814,350	1,521,817
近畿	2,237,422	1,379,669
中国	1,174,355	756,014
四国	610,031	404,388
九州	1,889,012	1,459,826
沖縄県	270,427	181,373
合計	20,877,546	14,201,131

(注)預金残高は譲渡性預金を含みます。

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法
第21条の規定に基づく開示項目

●労働金庫法施行規則第114条による開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	30
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	30
(3) 会計監査人の氏名又は名称	30
(4) 事務所の名称及び所在地	38～42
(5) 当金庫を所属労働金庫とする 労働金庫代理業者に関する事項	(該当なし)

2. 金庫の主要な事業の内容 32～35

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	18～21・84
(2) 主要な事業の状況を示す指標	52
イ. 経常収益	52
ロ. 経常利益	52
ハ. 当期純利益	52
ニ. 出資総額及び出資総口数	52
ホ. 純資産額	52
ヘ. 総資産額	52
ト. 預金積金残高	52
チ. 貸出金残高	52
リ. 有価証券残高	52
ヌ. 単体自己資本比率	52
ル. 出資に対する配当金	52
ヲ. 職員数	52

(3) 事業の状況を示す指標 52

① 主な業務の状況を示す指標

イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	52
ロ. 資金運用収支、役員取引等収支及び その他の業務収支	52
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	52
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	52
ホ. 総資産経常利益率	52
ヘ. 総資産当期純利益率	52

② 預金に関する指標

イ. 預金種類別内訳(平均残高)	52
ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)	52

③ 貸出金等に関する指標

イ. 貸出金科目別内訳(平均残高)	53
ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	53
ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の 担保種類別内訳(期末残高)	53
ニ. 貸出金用途別内訳(期末残高・同構成比)	53
ホ. 貸出金貸出先別・業種別内訳 (期末残高・同構成比)	54
ヘ. 預貸率(期末値・期中平均値)	53

④ 有価証券に関する指標

イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	54
ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高	54

ハ. 有価証券の種類別の平均残高	55
------------------	----

ニ. 預証率(期末値・期中平均値)	56
-------------------	----

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	16～17
(2) 法令遵守の体制(コンプライアンスの体制)	11～13
(3) 社会的責任と貢献活動	23～28
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14～15

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表	46～49
(2) 損益計算書	50
(3) 剰余金処分計算書	50
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権	66
② 延滞債権	66
③ 3カ月以上延滞債権	66
④ 貸出条件緩和債権	66
⑤ 合計額	22・66
(5) 自己資本の充実の状況	22・57～66
(6) 有価証券	54～55
(7) 金銭の信託	56
(8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引	56
(9) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	62
(10) 貸出金償却の額	62
(11) 会計監査人の監査	50

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第7条の規定による開示項目

●労働金庫法施行規則第115条による開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	70
(2) 金庫の子会社等に関する事項	70
イ. 名称	70
ロ. 主たる営業所又は事務所の所在地	70
ハ. 資本金又は出資金	70
ニ. 事業の内容	70
ホ. 設立年月日	70
ヘ. 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	70
ト. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	70

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	70
(2) 主要な事業の状況を示す指標	70
イ. 経常収益	70
ロ. 経常利益	70
ハ. 当期純利益	70
ニ. 純資産額	70
ホ. 総資産額	70
ヘ. 連結自己資本比率	76

3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表	71~74
(2) 連結損益計算書	75
(3) 連結剰余金計算書	75
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	83
②延滞債権に該当する貸出金	83
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	83
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	83
⑤合計額	83
(5) 自己資本の充実の状況	76~83
(6) 連結セグメント情報	83

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	67
2. 危険債権	67
3. 要管理債権	67
4. 正常債権	67

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等

(1) 事業方針	10
(2) 理事及び監事の所属団体等	30
(3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	30
(4) 自動機設置状況	43~44
(5) 役員報酬の状況	51
(6) 職員の状況	51
(7) 大口出資会員	51
(8) 会員数内訳	51
(9) 出資配当等	51

2. 経理・事業内容

(1) 純資産の内訳	51
(2) 利益率	52
(3) 常勤役職員一人当たり預金残高	54
(4) 1店舗当たり預金残高	54
(5) 常勤役職員一人当たり貸出金残高	54
(6) 1店舗当たり貸出金残高	54

3. 資金調達

(1) 預金科目別残高	52
(2) 預金者別内訳	53
(3) 財形貯蓄残高	53

4. その他の業務

(1) 取扱手数料	36~37
(2) 公共債窓口販売実績	56
(3) 投資信託窓口販売実績	56
(4) 内国為替取扱実績	56

5. その他

(1) 当金庫の考え方	2
(2) トピックス	29
(3) 歩み	31
(4) 商品・サービスの案内	32~35
(5) 全国ろうぎんの概要	85



九州労働金庫

〒810-8509 福岡市中央区大手門三丁目3番3号
TEL(092)714-6311 <https://kyusyu-rokin.com/>

